

「例外状態」としての戦後の日本

——法律、領土、国民統合——

ジェイソン・モーガン

(麗澤大学准教授)

(序) 日本は普通の国家か

戦後憲法を改正しようとする安倍晋三前首相の努力は、日本国内のみならず海外の有識者やアナリスト、歴史家、法律家らの間で、日本は「普通の国」になるかどうかの広範な議論を改めて盛り上げた¹。例えば、第二次安倍政権発足から約一年後の二〇一三年十二月、同政権が二〇一四年度予算の防衛費を十一年ぶりに初めて増額したことや前月に特定秘密保護法が国会で可決、成立したこと、さらに内閣官房に国家安全保障局が創設されたことなどを踏まえ、ライオネル・ピエール・ファットンはネット誌のディプロ

マットに「日本は今や普通の国と考えられるようになったか」と題する論考を寄稿した²。また米国のウォール・ストリート・ジャーナル紙は二〇二〇年八月二十八日の社説で、政権を去る安倍首相について「在任期間が歴代最長となった同首相は自分の国家をより普通にしようと試みた」と断言した³。ほかの多くの海外メディアの中では、米国のニューヨーク・タイムズとタイのバンコク・ポスト両紙も、普通の国家の追求という文脈で安倍政権について考察した⁴。安倍首相の監督のもとで、日本を普通の国にしようとするその動きは、多くの人たちにとって、安倍政権の最も特徴的な遺産となった。

しかしながら、日本を普通の国にしようとする夢は安倍

前首相が最初に唱えたわけではない。普通の国をめぐる議論は約三十年前、野党の政治家だった小沢一郎衆院議員が著作『日本改造計画』（一九九三年）を出版して、最初の盛り上がりを見せた。⁵ 同書は翌一九九四年、『新しい日本への青写真…国家の再考』というタイトルで英訳され、出版された。日本は当時、第一次湾岸戦争（一九九一年）をめぐり国際貢献と憲法の制約の関係で大いに悩ましい状態にあったが、小沢は新たに出現したグローバルイズム国際秩序に参加する前向きな日本を提唱した。彼の提案はグローバルストや国際主義者の人々から広く支持されたが、これが戦後の日本憲法の役割に関して真剣な論議を呼ぶ推進力になった。小沢は国連の平和維持活動（PKO）への参加を容認するために憲法九条の改正も提案した。これも湾岸戦争で日本が味わった苦い失望感への反省に関連するものだった。

小沢の批判によって浮き彫りになった憲法に関する疑問はその後も決して消えることはなかった。⁶ 二〇〇一年九月の米国へのテロ攻撃は、米国の強固な同盟国としての日本の軍事的な無力さについて改めて論争を拡大させた。⁷ 第二次安倍政権が発足する一年前の二〇一一年、添谷芳秀、田

所昌幸やデービッド・A・ウェルチらが『普通の国としての日本―世界で自分の居場所を探して』と題する論文集を編纂し、出版した。この論文集には、シンガポール、カナダ、韓国、中国、日本および英国の学者も寄稿し、日本が他の国と同じように、何の制約もない防衛力を持つ国としての「普通さ」を再獲得する展望について論考した。⁸ このように日本が他の国と同様に、主権国家としてのすべての要件を保有する「普通の国」になるかどうかの議論は第一次安倍政権より前からすでにあつた。

日本の「普通化」をめぐる論議は確かに歓迎されたが、しばしば軍事力の使用という狭い枠組みの中の問題として提起された。¹⁰ この狭い枠組みは、戦後の日本が喪失した「普通さ」のより深遠で、より広範な様々な結果に関する問題を曖昧にしている。¹¹ 日本は第二次世界大戦の戦勝国の従属国として押し付けられた一九四六年憲法の九条によって国権の発動たる戦争をする権利をなく奪われただけではない。¹² 戦勝国による日本の弱体化は憲法九条を超えたはるか広い範囲に及び、交戦権を否認し、国家を無力化して、安全保障は全面的に米国に依存するようにした。イタリアの哲学者ジョルジョ・アガンベンや他の政治哲学者が唱え

た「例外状態」理論の試金石としてとらえると、戦後の日本は国家や国民の普通の仕事が停止され、長期的にすべて「例外状態」の下で生存してきたというふうには考えている。¹³

アガンベンらは、「例外状態」は彼がいう「剥き出しの生」から生まれた不可解でバラバラな政治が起源になっていると判断した。ここでは、主権者は法律の外側にあり、憲法の規定ではない別の立場から政体を形成していくという。アガンベン理論をこのように読み解くと、「主権者」は万能のリーダーである米国となり、その意思を日本の政体に押し付けたことになる。この場合の意思とは、日本の戦後憲法のことである。しかし、日本の「例外状態」は別の意味でも明白になる。その第二の「例外状態」とは日本が一九四五年に国家主権を喪失したという消えることのない思い出であり、この「例外状態」に終止符が打たれるまでは普通の国家に戻ることは不可能であるということになる。

従って、日本の例外状態は二つの点において特異なものである。一点目は軍事指揮権という至上の国家主権が、主権者ではないと主張する外国勢力に握られていることであ

る。日本の例外状態の第二の特異な点は、広く文明的な難題を作ってしまったことである。¹⁴戦後の日本全体は、過去から断絶し、政治的な未来がないまま長く存在する一つの空白である。日本は普通の国ではなく、軍事的のみならず、心理的にも占領された国である。このことを全面的に考慮しないで、歴史的文脈と無縁の戦後日本の歴史の何事も納得がいく説明はできないだろう。

私はこの論考で、幅広く三分野における戦後日本の二重の「例外状態」について検証し、いくつかの具体的な例を提供しながら、いかに日本が軍事のみならず多くの点においても「普通」の国でないかを明示していきたい。最初に、法律の分野の「例外状態」について調べていくことにする。この第一部では戦後日本の憲法に関する際立った議論の特徴だけでなく、戦後の法体制の他の側面も含めて取り上げていく。第二部では、戦後日本の強制された異常性が、いかに日本人を自分たちの領土の防衛にさえ気乗り薄にしまったかを示していきたい。次いで第三部では、これは最も重要なことだが、戦後約八十年間に渡る普通さの欠如が日本国民にどういう影響を与えてきたかを例示することを通じて、戦後日本の「例外状態」を説明していきたい。

異常な国家としての日本は、しばしば外部の観察者、とりわけ日本の弱点を維持しようとする利害関係者の視点によって理解されてきた。このアウトサイドイン（外側から内側）的、トップダウン的な見解は、戦後、国家の異常さが放置されたことで最も悪影響を受けた日本国民の存在を無いがごとく消し去っている。

第一部 法律

一九四六年憲法

日本の例外状態によって引き起こされた最も明白な歪みは、日本の戦後憲法である。¹⁵ 同憲法は、時に平和憲法として称賛されることもあるが、実際には、アジア太平洋における米国の支配を保証するために、かつての敵に押し付けられた恒久的な降伏文書である。¹⁶ 多くの学者はこの事実を軽視するが、それでも日本の憲法が戦勝国によって敗戦国に押し付けられたことは誰も否定しない。日本語以外の著作には、一九四五年の日本帝国の崩壊と、外国勢力すなわちアメリカ帝国によるトップダウン的な日本の政体の全面改造によってもたらされた大激変や文明的なトラウマ

から説き起こすものはほとんどない。単純な歴史的眞実は一八八九年に公布された戦前の憲法が米国の占領軍によって廃棄され、全く新しい憲法が起草され、旧憲法に代わって採択されたということであり、これが戦後の日本占領という形の「強圧的な力」で行われたのである。¹⁷ 戦後憲法は日本国民に押された一種の焼き印であり、主権の逆転と征服者への負い目を宣言したものである。

米占領軍が従属国と見立てた日本に現行憲法を押しつけた事實は、押し付けに何の困難もなかったことをもちろん意味しない。戦後憲法は日本人が作ったものではないが、一八八九年の明治憲法と何となく入れ替わったわけではない。戦後憲法はある意味で、共産主義者とアングロサクソンの極東支配の維持に熱心だった米国の極左政治活動家、ニューデール急進派ら、白人リベラル派の産物であった。しかし、戦後憲法はまた、共産主義や社会主義に無関心ないし思想的に親近感をもつ者と、嫌悪感を示す者との間の米政府内における深い亀裂も示していた。この亀裂は、他のどこよりも占領軍の内部でほぼ間違いなく大きかった。別の表現をすれば、国家主権を侵害しながら国家体制をつくるように見せる支離滅裂さが日本の戦後憲法にあるとす

れば、それは多分に、アメリカ帝国が過去も現在も国内の深い亀裂の産物であるためである。第二次世界大戦中やその直後の時期、米国の国際主義・社会主義勢力（彼らが帝国主義者だったのは偶然でなく、国際共產主義運動に熱を上げていたのも偶然でない）の代表はフランクリン・デラノ・ルーズベルト大統領と、アルジャー・ヒス、ハリリー・ホプキンス、ヘンリー・モーゲンソー、ハリリー・デクスター・ホワイトら大統領周辺のソ連のスパイや支持者であった。一方、この勢力に敵対したものの、太平洋やそれ以外遠へ米国の実験を進めようとする帝国主義者の巨大な力に抵抗できなかった代表は、ダグラス・マッカーサー將軍であった。¹⁸戦後の日本の憲法は日本人にとって矛盾した文書であるだけでなく、米国の内部矛盾も露呈しているのである。¹⁹

歴史的文献から明白なのは、日本の降伏とりわけポツダム宣言（一九四五年七月）の受諾がなければ、日本の新憲法は生まれなかったことだ。²⁰米国の思想はいうに及ばず、意思を日本に押し付けることができたのは、まぎれもなく武力によってである。塩田純が著作『日本憲法の誕生―知られざる舞台裏』で詳述しているように、連合国軍総司令

部（GHQ）とりわけ威圧的性格のマッカーサー最高司令官が武力をてこに幣原喜重郎に圧力をかけ、日本政府の多くがもともと考えていた憲法改正の範囲をはるかに超えさせたのである。²¹ポツダム宣言は日米双方にとって分水嶺となった。同宣言は戦前の米国内にあった反帝国主義への扉を閉めてしまい、米国は日本の完全支配に全力を傾けた。太平洋戦争の開戦時と同様に、日本側は米国内の政治対立に巻き込まれた。だが、この対立は米国内で憲政の危機につながるより、日本で主権を行使するのに都合よく作用した。この意味では、ポツダム宣言は恐らく日本より米国にとって有意義なものだった。しかし、日本にとって重要なことは、米国が同宣言によって、強力な軍事力を総動員し、それを真正面から日本に向け、それによって戦後の日本の再構築が可能になったことである。

そうであっても、ここで我々は外国の征服者によって押し付けられたということと矛盾するように見える日本の憲法の特徴について意見を述べなければならない。マルキスト学者の柄谷行人が二〇一六年の著作『憲法の無意識』で説明しているように、戦後の日本国憲法は米国の占領軍によって押し付けられただけでなく、日本の政治家や国民に

も受け入れられたのである。柄谷はフロイト流の分析を多用しているが、我々がそれに縛られる必要はない。我々の目的のために注目せずにはいられないのは、柄谷が「国の交戦権」を放棄した日本国憲法の悪名高い九条と、天皇の地位を扱ったあまり知られていない一条を関連付けていることである。²² 柄谷が一条と九条の二つの条文が関連しているとする理由は、昭和天皇を訴追しない代わりに、日本は戦争能力を放棄するという取引がマッカーサーと幣原の間で成立したためだという。²³ 柄谷によると、しばしば見過ごされる一条と九条の関連性は、つい最近に猛烈な空襲で多くの無力な民間人を焼き殺した米国による憲法の押し付けを少なくとも一部の日本国民が「無意識」に受け入れた一因であるという。

柄谷の分析は、憲法論議の中心にある天皇の派生物として九条をめぐる論争をとらえるのに役立つ。日本の天皇と天皇が正当に行使する国家主権は、日本の憲法問題の核心である。天皇が一九四五年に多くの意味で主権者でなくなり、それが後に憲法によって追認されたことで、日本社会は根底から覆り、日本社会は日本社会から疎遠になった。²⁴ 従って、私の見解では、柄谷がいう「無意識」とは、急激

な文明の断絶によって引き起こされた方向性の喪失と解釈するのが一番よい。イエズス会の修道士ペテル・J・ヘルツォークは一九五〇年代初めに、次のように評した。

暗黙裡に（原文のまま）、新憲法（つまり、一九四六年憲法）は、天皇を国家主権の担い手（統治権の総攬者）であるとした旧来の日本の教義を否認している。明治憲法の理論では、天皇は大権により憲法を宣布し、定められた方法によってのみ自身の権限を行使することを誓っている。²⁵

天皇主権の完全な廃止は、ひれ伏した日本を心理的な再編成のため事実上の「無主地」（テラ・ヌリウス）とした。この心の傷、もっと言えば心の崩壊は、戦後の日本の「例外状態」を理解するカギの一つである。ヘルツォークはさらに次のように説明している。

（一九四五年の日本の）敗戦は、軍事的挫折であっただけでなく、伝統的な政治的、社会的秩序からの離脱も意味した。それは日本を政治構造の精神的な土台が

ない国家にしてしまった。そのために、欧米風の民主主義への方向転換は、降伏によって想定された義務であったのみならず、政治的な生き残りのために急務となったのである。²⁶

ヘルツォークが評した文明の解体は、米軍の殺戮の副産物ではなく、周到に計画された結果である。とどのつまり、米國が日本との戦争を始めた目的は、日本人を一人残らず心理的に破壊することにはかならなかった。米國人自身が一九四五年のニュース映画でこう表現している。

征服軍は七〇〇〇万の人々をどうするだろうか。：
我々の問題は日本人の頭の脳の中にある。日本には七〇〇〇万人がいて、彼らの脳は世界のどの人の脳とも物理的には何ら変わらない。実際、すべて我々のものと同じ成分でできている。彼らの脳は我々と同じように、良いことも悪いこともするが、すべては脳の中に入れる知識の種類による。²⁷

安倍前首相の憲法改正の試みを明治憲法への回帰と見る

識者は、全く的外れではない。²⁸ それどころか、そうした警告は改憲論者たちが実感する以上に先見の明がある。

現在の日本国憲法は、一八八九年の明治憲法の手続きに基づいて採択されたが、明治憲法が承認した戦前の主権国家・日本を様変わりさせたものに他ならない。様変わりの中心、つまり米國の心理的キャンペーンの中心的犠牲者は皇室であったし、今でもそうである。明治憲法を臣民に与えたのは明治天皇である。アガンベン理論が正しく指摘するように、戦前の天皇は国家の外側に立ち、主権者としての権威によって政府の体制をつくった。²⁹ 一九四六年憲法は天皇主権に根差すこの政府体制を利用し、体制を支える政府と主権の両方を否定した。米國の法制史学者アダム・スターリングは次のように書いている。「一九四六年憲法は、名目的に明治憲法七十三条（憲法改正条項）の手續きに従ったものであるが、天皇を主権者に据えるという主要な構造上の柱を含めて、広い意味では、全体的に明治憲法を上書きした³⁰」。この「上書き」は一八八九年憲法の改正ではなく、日本を米國の従属国とし、永久に国家の本質から遠ざける目的を持った重しのようなものである。従って一九四六年憲法は反憲法であり、主権国家を構築すること

なく、九条によって日本の外国勢力への依存を保証し、一条によって日本の主権の源泉たる天皇を退けたのである。米国の法学と政治学の議論では、「憲法は心中の取り決めではない」というのは分かり切ったことである。これに対し、日本国憲法は自殺者の遺書のようなものだ。それは国家の死を際立たせ、かつてその場所に存在したものを思い出させるだけである。

一九四六年憲法で、天皇は人格性の放棄を強いられ、単なる国家の「象徴」とされた。天皇を「国家の機関」に格下げするという美濃部達吉の長年の願いは、明治憲法に残された天皇主権を利用して、主権者本人の合法性を奪うことよってのみ達成された（ちなみに美濃部は一九四六年の憲法改正論議に参加している）。このように主権者の主権者としての地位を自ら生贄いけにえに供したことは、至上の「例外状態」を示すものであり、戦後日本を理解するカギとなる。強制的な天皇廃位の永続的な象徴となるのは、象徴たる天皇ではなく、憲法である。日本の一九四六年憲法は、まず日本の政体を破壊し、次いでその再生を宣言することによって、憲法の基盤として「例外状態」を築こうとした。破壊は本物だが、皇室が去勢されたような状態で残っている

る限り、再生は不可能である。柄谷が指摘する「無意識」の九条の受容はフロイト流の特異なことではない。国民は、日本国憲法自体により見たところ生活を保障され、絆を結びながら、反憲法主義の後ろに張り付いて日本が今日存在することを分かっているのである。国民の自己同一性を剥ぎ取られた日本国民は、心理的に米国の保護を強く求める外の選択肢は残されていないのである。これこそ米国の占領軍が企図したものにほかならない。

憲法は心中の取り決めではない。ましてや、憲法は単なる象徴ではあり得ない。憲法制定によって主権国家が樹立されるか、されないかである。皇室と国民の親しい交流という独特の政体は戦前の思想家たちが「国体」という用語で表現しようとした日本の文明の形であるが、日本のこの特異性ゆえに、一九四六年日本国憲法は天皇主権を法的虚構に格下げたことで新たな国家を全く樹立できず、戦前の正統国家の痕跡のみを残している。米国が占領以来、日本で活動を続けられたのは、この例外状態によってさらけ出された矛盾（または疑念の空白）のおかげである。また日本国家が戦後、宙ぶらりんの状態を続けたのも、この矛盾のせいである。一九四六年憲法が生んだ主権なき主権は

すでに、また常に、それを押し付けた主権国家のなすがま
まになっている。

内なる脅威に対する情報活動と防衛

戦後の例外状態、広く捉えた戦後日本の異常さは、日本
の主権喪失の例として最もよく挙げられる一九四六年憲法
の九条と、憲法全体をはるかに超えて広がっている。日本
の主権喪失、より厳密に言えば、主権者たる天皇の勅令に
よる主権放棄の試みが不可能だったことは、一九四六年憲
法をはるかに超えて日本の法と政府の構造に悲惨な結果を
招いている。序文で述べた国家安全保障局の創設や特定秘
密保護法の問題は格好の例となる。一九四六年憲法は国内
の敵や侵略者に対して、軍事力の行使のみならず、合法的
な警察力の行使によって基本的な国家防衛に乗り出すこと
さえ、心理的に不可能にした。

リチャード・サミュエルズは著作『特殊任務―日本の
インテリジェンス・コミュニティの歴史』で、「日本の情
報機関がようやく包括的な制度改革の対象となった」の
は「二〇一〇年代後半」になってからである、と述べてい
る。³³ サミュエルズによれば、日本は戦後、長期間に渡っ

て、「敗戦にどう適応するか」を考える以外の余裕はなく、
一九八〇年代半ばになって当時の中曽根康弘政権の後藤田
正晴官房長官が情報防衛を強化する改革に初めて着手し
た。³⁴ 国民と政府を外国の攻撃から守るのは、国家の最も基
本的な義務である。それなのに、後藤田長官がわかったの
は日本の情報組織がいかに「呑気」で、「貧弱」で、「無力」
であるかということだった。³⁵ 北朝鮮やソ連、中国などの共
産主義独裁国家と隣接し、数千キロに及ぶ無防備の海岸線
を持つ国でありながら、戦後の日本には世界の関係者から
「笑い草」と揶揄されるような「世界最低の情報機関」し
かなかったのは信じ難いことだ。³⁶

国家が何のためのものかを明らかに理解できていないこ
とは、国内の攻撃から国民を守るためにいわゆる自衛隊を
使用することについても及ぶ。外国のスパイが戦後の日本
に漂う心理的な霧の中をやすやすとすり抜けているだけで
はない。犯罪者も同様である。戦後日本の防衛と法制度の
専門家であるシーラ・A・スミスが『日本の再軍備―軍事
力の政治』で指摘しているところによると、カルト集団のオ
ウム真理教のテロリストたちが一九九四年と一九九五年
に、日本で毒ガスのサリンを大量にまき散らすなど、化学

兵器攻撃を実行したとき、「警察庁はオウム真理教の全施設に対する捜査を開始した」³⁷。またこの国内テロへの対応の一環として、「陸上自衛隊の化学部隊が日本全土で警戒態勢に入った」³⁸。しかしながら、サリンガスが「一九九三年の化学兵器禁止条約で非合法化されている」のに、日本の法律は自衛隊と警察の相互協力を認めなかった³⁹。日本が暴力的な犯罪組織に攻撃されているというのに、自衛隊は無為に過ごし、地元の自治体はテロリストの計画に対応するのにも苦闘していた。「憲法は心中の取り決めではない」というのは、米国人の学者が考えるほど自明のことではないのかも知れない。

国民や財産を守るために軍隊を利用することに日本の政治家たちの嫌悪感はいずれにも大きく、一九九五年一月の阪神淡路大震災で神戸地域が大被害を受けた時も、神戸及び大阪の市長は自衛隊の救援を要請しなかった。自衛隊法によると、市長の正式な救援要請がなければ、その都市への救援活動はできないことになっている⁴⁰。この大震災では、兵庫県の当時の貝原俊民知事が「地震発生から四時間後の午前十時に自衛隊の救援要請を正式に行った」が、自衛隊の対応は生ぬるいものだった。「自衛隊は明確な許可が与

えられた区域以外での活動を躊躇し、承認されたと分かっている区域にのみ部隊を派遣した⁴¹」。大都市を部分的に壊滅させた一九九五年の阪神淡路大震災は、戦後憲法が国民のために制定されたものではないことを国内で認識させる一つの契機となった。

しかしその後、法改正が行われ、緊急時などに自衛隊が日本の防衛のために行動することができるようになったとはいえ、それにしても、現場で明らかに軍事的支援が求められる危機に直面して反射的に行動できないことは、「普通」の国では考えられない。確かに、米国では民警団法によって、国内で軍部が警察活動に介入することを禁止している。しかし、米国には緊急時に州知事が自由に動員できる州兵がいるが、日本にはないので、民警団法のような制限が日本で適用されることはない⁴²。さらに、民主主義国家には「例外状態」と実質的に同じ「非常事態」が存在し、当局は政府の直接行動を阻止する通常の手続き上のハードルを避けるために非常事態を宣言できる。しかし、日本は「例外」という中途半端な状態にあるので、例外を宣言するという主権者の権限を行使することができない。例外状態は終戦直後に一回宣言され、それ以後、日本は凍り

付いたようにそこから動かない。一九四六年憲法は、他のどこにも存在し得ない国家でない国家を生んだという意味で「夢想的」である。

条約と怪しげな法的請求

一九四六年憲法によってもたらされた法的根拠のない状態の日本は、(韓国を唯一の例外として)明確でほぼ普遍的に受け入れられている国際法の法理を守ることにはさへ無力のままである。例えば、二〇二一年二月、韓国の裁判所は、韓国人による「強制労働」の訴えに起因する訴訟で、三菱重工業の主張を退ける判決を下した。⁴³ 強制があったとされる時期に大韓民国は存在せず、強制があったとされる朝鮮半島は大日本帝国の管轄下にあつたにもかかわらず、である。従って、韓国の裁判所は、二重に、この問題について管轄権を持っていないのである。加えて、国際法の基盤である主権免除の原則は、どの国も他国の法制度の中で裁かないことをうたっている。⁴⁴ さらに、日本と韓国の外交関係を正常化した一九六五年の日韓基本条約は、日本と韓国のそれぞれ相手方に対する未解決の請求権問題を「完全に最終的に」解決した。⁴⁵ いずれにしても、韓国側は、日本

を嫌がらせ、困らせることを狙って、怪しげで詐欺的かつ中傷的な法律問題を提起しているのである。日本政府が今日直面している幻のような一連の判決は、国際法にも国内法にも基づかず、前例にも、歴史的事実にも、条約の規定にも、常識にも基づかないのである。⁴⁶ これはひとえに日本が普通の国ではなく、このような法的幻影さえは認しなればならないような主権のない「例外状態」の中で存在しているからである。他の国家であれば、当然そのような軽薄な行為を無視し、最終的には、軽薄な行為に固執した国家に報復する積極的な措置をとるだろう。

また、一九六五年の日韓条約は、大東亜戦争中に軍人相手の「慰安所」で働いた公娼である慰安婦に関し、韓国側からいかなる請求もできないようにしている。⁴⁷ 日本政府は韓国に何度も謝罪し、慰安婦だったと称する女性たちに(これら女性性は契約で雇われ、おおむね自分の意思で合法的な職に就いたにもかかわらず)多額の金を支払うなど、状況を改善する試みを繰り返したが、韓国側は怪しげな請求を無理強いし続け、それは追加補償の要求を伴うことがしばしばだった。⁴⁸ 韓国側の嫌がらせが高じたので、日本政府は外交関係を正常に戻すため、二〇一五年十二月に韓国と改

めて二国間合意を結ぶのがよいと考えた。⁴⁹ しかしながら、日本は「例外状態」にあり、普通の国でないもので、そうした正常化は不可能なのである。いずれにしても、韓国の日本に対する政府レベルの嫌がらせは、条約や外交合意に公然と違反して、続いている。

二〇一五年の日韓合意も、一九六五年の日韓条約と同様に、慰安婦問題を「完全かつ最終的に」解決することができな。なぜなら、日本の主権は一九四六年に奪われており、国際社会で慰安婦問題を大宣伝する韓国の戦略に対して、弱い立場にあるからである。韓国のようなこうした戦略は、日本にそもそも一九四六年憲法を押し付けたのと同じ米国内のアングロサクソンのリベラル派や社会主義・共産主義者のグループから喝采を浴びている。米国の学界内部で北朝鮮工作員の代理人として働いている人々が、同時にノーベル平和賞に憲法九条を推薦することを支持する熱烈な論文を書いているのは驚くに値しない。日本の終わりなき矛盾は、日本との文明・人種戦争を続けるため「例外状態」に陣取る敵の中にはつきり見える。一九四六年憲法と、主権放棄を基礎に結ばれた諸条約により、日本は法的な攻撃にさらされるままになっている。その攻撃の多くは、日本

が歴史のでたらめな説明に浸潤されたことと、日本の政府と法体系が憎悪の体制に取り込まれたことに原因がある。⁵⁰

第二部 領土

沖繩

「例外状態」の戦後日本が「普通の国」として行動できないのは、憲法や法律の分野においてだけではない。上記で私は、国民を守るのは国家の最も基本的な機能の一つであると述べたが、それと同時に、国境の内側の領域、すなわち国家の主権が確立している地理的な区域を防衛するのも重要な基本的義務である。⁵¹

戦後、日本が領土主権を喪失した代表的な例は沖繩である。一九四五年春、米軍は九州侵攻を伴う、より大規模な軍事作戦を見越し、沖繩を支配下に収めた。米国は、沖繩が日本に返還された一九七二年まで沖繩の支配権を維持した。第二次世界大戦の終戦時とその後、米軍の占領時代には、日本は明らかに領土を守る力は無かったが、一九五一年に日本と米間で締結されたサンフランシスコ平和条約によって、国家主権は日本へ返還されることが想定され

た。⁵²この条約がなければ、日本は国家主権が返還されたといわれたあとも、長きにわたって基本的な領土支配さえ主張することはできなかつただろう。

しかし、米国は沖縄の特定地域を軍事基地として占領し続けた。米軍の基地は世界のほかにもあるが、米軍の部隊と装備が前方展開されているのは、沖縄以外では韓国のみである。韓国は歴史的文脈でいえば、米国主導の連合国が一九四五年に征服した旧大日本帝国の一部と見なされるべきだ。その征服後、米国と連合国がこの旧日本帝国領を分割して、その一部がソ連にも割り振られた。日本本土も戦後のドイツのようにいくつかの地域に分割されそうになった。この意味では、韓国と沖縄（および日本の他地域）の米軍基地は、戦後すぐの時期における日本から米国への領土支配再編の一環であり、アジアで進行中の戦争に米軍が関与することによって、その領土支配が強固になったのである。沖縄の米軍基地は一九四五年と一九四六年の遺物であり、日本が完全な主権国家なら、沖縄に米軍を置く必要はない。

北方領土

沖縄とは別に、外国が日本に対して持続的に領土を侵食している最も厄介な例は、日本列島の反対の端、北海道から北の海へ伸びる北方領土である。ロシアから見れば、この四つの島（色丹、国後、択捉、歯舞）はクリル列島の南端を成す。しかしながら、日本は四島を「クリル列島」に含めるべきかどうかを争っており、島の所有権を巡って、旧ソ連そして今のロシアと日本の間で見解の不一致が続いたままである。⁵³しかし、日本はジレンマに陥っている。主権を持つ領土の返還を実現しなければ、旧ソ連の後継国家のロシアと平和条約を締結することはできないし、平和条約がなければ、主権国家として北方領土の返還交渉はできない。⁵⁴

こうした困難な障害にもかかわらず、戦後、少なくとも四回にわたって北方領土の帰属問題の外交的解決が本格的に試みられた。まず、一九五六年にソ連代表団が四島のうち歯舞、色丹を日本に返還すべきことを示唆した。次に、ソ連末期、エドワルド・シエワルナゼ外相と竹下登政権の宇野宗佑外相もこの問題を協議した。⁵⁵三回目は、ロシア・ソ連研究者の瀧澤一郎氏が論じているように、ロシア連邦

初期のボリス・エリツィン政権の混乱期である一九九七年、日本政府は橋本龍太郎首相の下で、エリツィン大統領から四島に関する具体的な取引の約束を得る寸前までいったことがある。⁵⁶ 四回目は、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領が在任中に、代理人のドミトリー・メドベージェフが大統領の代役を務めていた空白期間を含め、北方領土問題をじっくりと議論してきた。プーチン政権下のロシアは一九五六年の時と同じように、四島のうちの二島返還を再び提案した。しかし、瀧澤氏が指摘するように、安倍首相が政権に復帰した時点で両国の交渉は膠着状態になっていた。安倍首相はその状況を打開し、北方領土の支配権に決着をつけ、戦後約七十年間余り放置されていたロシアとの平和条約の締結に道を開くことを切望した。瀧澤氏によると、プーチン・安倍交渉が失敗したのは、安倍首相が北方領土問題解決の希望スケジュールをマスコミに明かすというミスを犯したためで、それによってロシア側はそのスケジュールを利用して交渉を引き延ばし、日本の譲歩や援助を引き出した挙句に、時間切れとしてロシア側は日本に何の見返りも与えないままになった。⁵⁷

戦後日本の特徴である「例外状態」に照らして考えると、

前述した日露間（その前は日ソ間）の平和条約の不存在が北方領土問題解決の大きな障害になっているのであり、その逆ではない。むしろ、他国間にも領土紛争はある。領土紛争は深刻で、時には戦争を招く。例えば、二〇二〇年六月、インド軍と中国軍は国境地帯のラダック地方で激しく衝突し、数十人の兵士が死亡した。⁵⁸ 領土紛争は決して戦後の日本に限ったことではない。しかし、戦後日本の場合、北方領土問題解決の真の障害は、最初に一九四五年に米国に国家主権を奪われ、もっと悪いことに「主権者の主権放棄」が行われ、一八八九年の明治憲法から一九四六年の米国製憲法への置き換えで国体がひっくり返ったことである。日本とロシアは真の争点から遠く離れた所で交渉してきた。日本はおまけに、外国の侵略者によって押し付けられた憲法の最終的な産物である主権なき主権国家という偽りの立場から行動してきた。

根本的な問題は、日本が帝政ロシアや戦前、戦中のソ連と関わり合いを持ったかつての日本ではないということである。第二次世界大戦以前に日本とロシアで成立した合意文書であれば、現在の日本とロシアの交渉の指針になることも考えられるが、戦後の米国の介入、とりわけ一九五一

年のサンフランシスコ平和条約によって、状況は絶望的に混乱してしまった。サンフランシスコ平和条約はヤルタ会談、カイロ会談、ポツダム会談それぞれと複雑に絡み合っており、各会談は、より濃厚になった日本の敗北を予期して、日本とソ連との領土問題に関しては見るからに矛盾した、もつと言えば正反対の宣言を発していた。日本は冷戦開始前から、新しく出現する冷戦大国に操られた。第二次世界大戦での日本の敗戦を想定した主導権争いのため、日本が道徳的、法的権利でどの島を保有すべきなのが明確になっていない。日本の国民国家としての地位が宙ぶらりんの状態のために、別の言葉でいえば、日本が「普通の国」ではなく、「例外状態」を引きずっているために、日本と隣国ロシアの間の過去の宣言や条約の複雑な糸を解きほぐし、不一致点を修正することは不可能である。外交や交渉には、宇宙の暗黒物質のような、隠れた要素が常に存在し、通常の流れを狂わせ、名前だけの主権国家の間の取引の仕組みをひっくり返してしまう。

竹島

外交問題で隠された方が働く問題は、竹島（英語名リア

ンクール・ロックス）をめぐる日本と韓国の領有権争いを考える時に大きくなる。竹島は日本海から突き出る二つの小島と三十数個の小さな岩で構成されている。李栄薫ソウル大学名誉教授と彼の調査チームが『反日種族主義』で決定的に証明したように、竹島は現在も過去も朝鮮半島の国の一部になったことはない。竹島は日本の一部である。韓国と日本のどちらの古地図も、日本の所有であることを証明している。竹島をめぐる争いは、韓国の政治家や活動家が魔法のように意図的に作り出した「係争」があるだけである。⁶⁰

しかしながら、韓国は一九五〇年代から竹島を不法占拠している。二〇一二年には当時の韓国の李明博大統領が低迷する支持率を高めるために竹島を視察し、二〇一六年には北朝鮮シンパの当時の文在寅大統領候補が対日強硬姿勢の芝居がかったアピールをするため、竹島を視察した。両氏の政治的なパフォーマンスによって、竹島に関する本当の問題は何かを知ることができる。韓国はかつて大日本帝國の一部であり、戦後の韓国は日本に反対することで自らの値打ちを決める（大抵は下げる）ようになった。韓国は多くの点で、元同胞の日本の例外状態に依存する例外状態の国である。『反日種族主義』で概説されているように、

韓国をこのように日本のネガフィルムとして理解することは、韓国の政治と文化的同一性を恐ろしいほど揺さぶる。⁶¹ この二重の例外状態を最後まで生き抜くことに専念しない政治家は、韓国の有権者の中で将来を期待できない。この皮肉な状況は、日本も韓国も竹島のジレンマを解決できないことを示している。韓国の政治家は、上述したより深いジレンマ（すなわち、日本が「普通の国」でなく、戦後、国家主権を事実上放棄したこと）のゆえに、選挙で票を得るために竹島のジレンマを利用するのである。この難しさをさらに大きくしているのは、韓国もまた普通の国ではなく、戦後日本の主権を持たない「例外状態」の影のような存在であることだ。

韓国や米国などで多くの人が論じてきたように、韓国は多くの点でアメリカ帝国の付属物であり、一九四五年の場当たり的な大日本帝国解体の遺物であり、米ソ冷戦の産物である。⁶² そんなことで韓国と日本は竹島をめぐる手に負えない膠着状態に閉じ込められている。韓国は竹島を不法占拠することで解決の不可能性を暗黙のうちに確認しているが、それ以上の開発はあえて控えている。竹島は韓国の政治家にとって、挑戦的な反日姿勢を見せる舞台としてのみ

有用である。しかし、このことは皮肉にも、韓国が国家の存亡を懸けたライバルとされる日本との対照によってのみ定義づけられる国であるという状況依存的かつ否定的な国柄を補強するだけだ。こうした政治的パフォーマンスには、宿敵日本がそもそも普通の国でなかったために韓国も普通の国でないという韓国の悲劇の二重性を見て取れる。

尖閣諸島ほか辺境の島々

主権なき国家・日本の領土防衛が穴だらけであるのは、尖閣諸島をめぐる中国との戦い（これは的確な表現である）が頻発していることから明らかである。⁶³ 沖縄県石垣市に属する尖閣諸島は一八九五年、日本の支配下に置かれた。中国側が使っている尖閣の呼称（釣魚島）から、付近を通過する中国の漁民が尖閣について漁獲量を増やせる浅瀬と考えていたことは明白である。中国が尖閣の占領、開発、管理を試みたことはなかった。⁶⁴ 日本は尖閣を適法に併合し、この地域の地図を最初に作った。尖閣は一九四五年、沖縄の主権を米国へ譲る文書に含まれ、一九七二年、沖縄の主権を日本に返還する文書にも含まれていた。ただし、尖閣諸島に対する日本の主権については肯定も否定もされな

った。⁶⁵しかしながら、詳細を理解するか、近代史を一瞥すれば、尖閣諸島が日本に帰属することに疑いはない。

しかし、一九四七年、中華民国が何の説明もなく、十一本の破線を描いた地図を独断で作成し、説明を加えずに公表した。この地図は現在、中華民国の宿敵である中華人民共和国（中国）によって、恣意的な破線内の全ての土地の領有を示すものとして引き合いに出されている。⁶⁶破線は現在、十一本から九本に書き直されている。尖閣諸島はいわゆる「九段線」の中に入っていないものの、中国は他国の主権を無視して西太平洋にどんどん進出する白紙委任状としてこの架空の線を利用している。実質的に中国は、恣意的に作成された地図を不当に取り入れ、それを尖閣諸島の元来唯一の所有者である日本に対する領有権主張の根拠の一つとして利用したのだ。

中国は、尖閣諸島への攻撃を着実に拡大している。この攻撃はもはや好戦的と言う他ないほど、日本領土へのあらゆるさまざまな侵略行為である。二〇一〇年、尖閣諸島沖で中国の「トロール漁船」が海上保安庁の船に体当たりした。それ以来、中国は攻撃をエスカレートさせている。二〇二〇年、中国は海警局の新ガイドラインとなる海警法の原案を

公表し、中国が不当にも領海と主張する尖閣諸島周辺海域で中国の「主権、主権的権利、管轄権を侵害することが分かった外国人」に対し武器の使用を認めた。⁶⁷中国海警局の船を武装化するこの法律は世界中の国際法、海洋法の専門家に衝撃を与え、同法の制定が尖閣諸島周辺や、もっと広く東シナ海、さらには南シナ海で近い将来に起こりうる戦争の予行演習になると指摘する向きが多い。⁶⁸しかし、現実には、海警法の制定前から、中国は国際法、海洋法と中国国内法の両方を一貫して無視してきた。中国が尖閣諸島周辺で日本の船に嫌がらせをするために派遣する海警の船は、実際には、海警の白色に塗り替えた中国人民解放軍海軍（PLAN）の艦艇であることが多い。中国側の法手続き重視主義の策略は誰もだまされなかったし、だまそうとしたわけでもない。海洋の法規範を順守するふりをする行為そのものによって、中国は尖閣諸島に関してルールを守るつもりのないことを示すのであった。⁶⁹

尖閣問題で危機にさらされているものや、尖閣問題における中国の行動の特質を理解する一助にするために、一つの類似例を考えてみよう。米カリフォルニア州南部の沖合に、直径約十二キロ、周囲約三十五キロの美しい景観を誇

るサンタカタリナ島がある。一八四八年のグアダループ・イダルゴ条約に関連した一九七二年の小規模な反乱を除いて、この島が周辺で武力紛争が発生したことは現代史において一度もない。万が一、メキシコの沿岸警備隊が海軍が米国の島の周辺海域で米国の船に嫌がらせをしようとしたら、たとえそれがメキシコ間のグアダループ・イダルゴ条約に基づくとしても、問題を起こした船は一回の警告を受けたあと、海の底へ送られるだろう。侵略者をなだめるためサンタカタリナ島をメキシコに譲ることを提案する政治家がいても、だれも本気に取り合わないであろう。また、もし、ワシントンの連邦政府とカリフォルニア州が同島の保護を拒否したら、多くの武装民兵と民間人の船団が群れをなしてこの小さな島に押し寄せ、島の防衛でメキシコ海軍とさえ対決するだろう。島は簡単に処分できる資産ではなく、それを所有するなどの主権国家にとつても、不可分の一部なのである。

最近の歴史をみても、この事実は確認できる。例えば、一九八二年、英国海軍はかつての大英帝国時代の前哨地を防衛するため、フォークランド諸島へ向けて極めて危険な航海を行った。⁷¹一九七〇年代半ばから暴力が激化した後、

小さな島国・東ティモールの独立は、国連軍が主導して実現した。一九五〇年代には、中華民国と中華人民共和国という二つの主権国家が金門、馬祖といった小さな島々の支配をめぐって対決し、血なまぐさい戦闘となつて、どちらの国がこの領土を支配するかを決するために第三次世界大戦となりかねない危険を冒した。⁷²私は、一度でも領土を侵食されて反撃せずにいる主権国家が他にあることを知らない。日本の場合、これが毎日のように起きている。⁷³信じられないことに、法は完全に日本側に味方しているのに、これが起きている。そして、尖閣諸島の場合だけでなく、中国の島嶼侵略作戦は東シナ海、南シナ海の他の島々に拡大している。⁷⁴

しかし、中国の侵略のパターンそのものや侵略に対する法的な異議申し立ての中に、日本の主権喪失という問題の根幹と、侵略に直面しても奇妙にも行動できない理由を見失ってしまうのである。例えば、中国はフィリピンとの紛争をめぐる二〇一六年の国連海洋法条約（UNCLOS）訴訟で負けているが、敗訴が暗示するのはこの紛争における米国の影である。⁷⁵フィリピンは日本と同様に米国の伝統的な同盟国であることから、フィリピン領土をめぐるとんな紛

争も米海軍その他の軍隊を巻き込み、中国とより大きな戦争になる可能性がある。米国の存在は、たとえ表立たないようにしても、紛争のリスクを高める。時には同盟関係が最も強力な敵となる。米国は東南アジアや東アジアにおける中国と近隣諸国の海洋紛争の当事者であるという事実の中に、日本の「例外状態」が透けて見える。⁷⁶

しかしながら、日本が米国に保護される客観的な必要はない。非常に高い能力と十分な装備を持つ日本の海上自衛隊は、中国が最初に侵食し始めた時に撃退することぐらいはできたはずだ。⁷⁷ 日本はそうせず、中国の侵食を容認し、中国を増長させ、中国に軍事力を向上させる時間を与えてしまった。二〇一二年の空母「遼寧」の本格的な就役と、空母キラーを含む対艦ミサイルシステムの入手で、東シナ海における日本の立場は急速に悪化し、不利ではないとしても対等の立場になってしまった。⁷⁸ 自衛隊は何十年も第七艦隊の陰で活動してきたために、一九四六年憲法の産物である米国依存という休眠状態から目覚めるのは難しい。日本の「例外状態」に起因する領土主権の曖昧さは、陸と海の表面を越えて海底にまで及んでいる。海の波の下でさえ、日本は敵対勢力の侵食にさらされている。例え

ば、東アジア安全保障の専門家のモニカ・チャンソリアは二〇一八年、本州から二〇〇〇キロ近く離れた太平洋上にある小笠原諸島の南鳥島付近で、豊富なレアアース元素が発見されたと発表した。⁷⁹ 二〇二一年二月には、ジュリアン・ライオールが「日本の海上保安庁は数か月以内に、一八〇トンの最新鋭巡視艇『みかづき』を小笠原諸島に派遣し、海上保安官の駐在人数も増加させる」という記事を書いた。⁸⁰ 海上保安庁の存在感をより高めることは、小笠原諸島よりさらに南方の太平洋上の島、沖ノ鳥島周辺のレアアース鉱脈を中国が侵食していることと関係あるものと考えられている。レアアース元素だけでなく、サンゴ礁も狙われている。二〇一四年だけで、一〇〇〇隻以上の中国船が沖ノ鳥島付近の日本の海域で、高価で環境的にも貴重なサンゴ礁を盗掘したことが確認された、とライオールは報じている。中国は日本の海域で違法な調査活動もしているが、これは疑いもなく、盗掘できる他の鉱物資源の探査をしているのである。⁸¹ 中国は日本の領海を尊重しないことがだんだん明らかになっており、日本はこの侵略に対して実行可能な対応策を考えるのに苦労している。

第三部 人々

東京裁判、ウォー・ギルト・インフォォーメーション・プログラム(WGIP)ほか大衆の心理的分断の手法

一九四五年九月の日本の連合軍への降伏は、軍の降伏だった。少なくとも日本側は当初そう理解していた。大東亜戦争(太平洋戦争はその一部にすぎない)は軍の抗争であり、日本の降伏は戦争法に従って行われた。ポツダム宣言など日本の降伏前の米国や連合国の軍・政府の宣言は、降伏が日本政府や政治制度の大幅な改編を含むことを示唆していた。しかし、このくらいはポツダム宣言その他の文書がなくても明らかなことであつた。というのも、戦闘の激しさや「全面戦争」の性格から見ても、日本の降伏には単に武器を置くこと以上のことがあるのも明白だったからである。ただ、連合国、とくに米国が文明としての日本を解体することを考えていると予期した人は、日本にほとんどいなかった。

それにもかかわらず、不意を突くように、日本文化の破壊と日本国民の思考回路の修正が、戦争終結までに米国の

エリート層にとつて戦いの主要目標になった。ダグラス・マッカーサー將軍がいみじくも指摘したように、日米の戦争は基本的に「神学的」なものだった。⁸² 戦艦と戦艦、戦車と戦車、人と人の戦いではなく、ポスト啓蒙思想時代のキリスト教の神と前近代的な神道の神々の戦いであり、近代的なプロテスタント資本主義および自由民主主義と日本の民族・歴史との戦いであつた。日本の諸都市を火炎と原子爆弾で破壊したのは、戦後の米国のプロパガンダによる日本人の心理の同じような破壊の前触れであつた。⁸³ ジョリオン・バラカ・トーマスが著作『自由の偽装—アメリカ占領下日本における信教の自由』で指摘するように、勝ち誇つて東京に到着した米国人が日本に対する聖戦の根柢を作り出さねばならなかつたことは重要ではない。戦争が猛火の中で終わりを迎える前から、米国側は、日本の最終的な降伏後に日本の文明が生き残ることはない決めていた。航空機やナパーム弾を使った物理的な戦争は、真の目的を実現する単なる手段であつた。その目的とは、「自由」と「民主主義」を装つた米国の絶対主義に日本国民を心理的、文化的に降伏させることだつた。⁸⁴

この降伏は衝撃的な結果をもたらすことになつた。基本

的には、日本がアメリカ帝国の恒久的な属国になるように繰り返して聞かせる手段として、占領軍がウォー・ギルト・インフォーメーション・プログラム（WGIP）を利用したことが挙げられる。歴史学者の高橋史朗が詳述しているように、WGIPは日本国民に自虐史観を吹き込むために実行された大規模な心理作戦キャンペーンだった。⁸⁵ 東京裁判は、米国ではしばしばナチスドイツの指導者を裁いたニュルンベルク裁判に匹敵すると考えられているが、WGIPの延長として理解するのが最も適切である。WGIPは、敗戦の痛手と、アジア・太平洋における米国の「正当な」覇権と戦ったことへの「恥」を、日本人の心に焼き付けるための説教の道具であった。⁸⁶ 東京裁判の背後にある論理は、ラダビノード・パル判事が指摘した通り、取り返しつかない欠陥があり、その手続きは事前に調整されていたことが見え見えだった。一部の欧米の学者も、少なくとも部分的に同意している。米国人学者のノーム・チョムスキーは、山下奉文陸軍大将の絞首刑に言及しながら、「東京裁判は単なる茶番であった」と書いた。⁸⁷ それでも茶番が続いたのは、裁判の主眼が正義がなく、心理的な支配にあったからである。

軍事的敵対の終結に続く心理戦の雰囲気の中で、日本国憲法は起草された。柄谷行人が思い起こさせてくれたように、占領期の日本における「閉ざされた言論空間」に関する江藤淳の著作は、戦後憲法によって日本を改造していく状況を説明するのに大いに役立つ。教条的マルキストの柄谷は江藤の分析判断の全体に異論を唱え、別の結論を導いている。しかし、江藤が引用している事実については反論していない。米軍の日本占領期には、大規模な文書検閲が行われ、日本の少し前やもつと遠い過去についても書き直しや上書きが行われた。⁸⁸ これは占領政策に付随的なものではなく、その核心であった。日本の文明全体の方向を見失わせることが、米軍の存在の目標だった。⁸⁹ 江藤は、日本の戦後、特にアメリカの情報操作が日本に誤った自己意識や歴史観を植え付けたことを「鏡張りの部屋」になぞらえたが、柄谷は、戦前の検閲体制とは対照的に、検閲が見えないことの比喩として「鏡張りの部屋」を説明している。⁹⁰ 日本人は検閲されていたばかりか、それを実感することもなかった。日本社会全体が大きく変化させられながらも、それはおおむね、ひそかに見えないように行われたため、戦後の日本文明への攻撃に不気味さというさらなる心理的卜

ラウマを加えることになった。

日本の文化、文明の活力を奪うことによって、国家と国民は戦後の麻痺状態としか言えないような状態に陥った。⁹¹ 国家が普通に持つ警察権は、日本でよく言われる「平和ほけ」の中で大部分が放棄された。平和ほけとは、平和主義が無気力な孤立と自国防衛の外国依存に閉じこもる口実になるときに起る周囲の環境からの精神的な隔絶をいう。⁹² 平和主義は、日本を守るために亡くなった人たちを「戦争犯罪人」として退け、記憶することさえ怠る口実となったが、次の項でそれを見ていきたい。

靖国神社

西洋の歴史には、西洋の戦争で当たり前に思われることの実例が豊富である。それは、ある国家が他国を滅ぼした時、前者は後者の神を根こそぎにし、貶めるということである。一九四五年以降の日本はまさにそのような扱いを受けた。宗教と国家の分離は、日本では米国におけるよりも激しい反宗教的な特性を持ち、アングロサクソンの米国リベラル派が、ひれ伏した日本に宗教的な暴挙を働いたことを示す。形而上学と世俗国家との完全な分離は一九四五

年以前の日本の歴史では全く見られない人間性を歪める政策だが、それが宗教的に強要された最も顕著な例は、日本のために命を捧げた英霊を祀る靖国神社である。祀られている人々の中には、台湾人、韓国人や、看護婦などの非軍人も含まれている。また、軍馬、軍犬から、危険な戦闘地域で伝言を運んだ伝書鳩まで、最も困難な時期に人間を助けた動物たちも追悼されている。しかしながら、この魂の集まる場所、つまり多くの意味で日本の魂そのものであるこの社は、偏見と歴史的根拠のない攻撃にさらされてきた。米国のリベラル派が東京や広島、長崎、その他の都市で集団殺戮をしたのは、結局のところ靖国神社を冒瀆ぼうとくするためであった。

一九四五年以来、靖国神社は偽善的な「米国例外主義」の中心地であった。靖国神社の批判者は、同神社が日本の「軍国主義」の飾り物であると言う。しかし、その人たちは、他国の戦没者慰霊施設には同じ非難を向けない。例えば、一九四五年春の東京など日本の諸都市への焼夷弾作戦の責任者カーチス・ルメイは、米空軍士官学校墓地に埋葬されている。全く無防備の民間人の上に大量の焼夷弾を落とすのは、戦争犯罪の定義に合うような行為だが、米国の

戦争犯罪人が軍の榮譽礼で葬られることに異議を唱える声はほとんど聞かれない。広島と長崎への原爆投下を決めたトルーマン大統領は、ミズーリ州にある自身の名前を冠した図書館兼博物館で名譽ある眠りにについている。それなのに、今日もなお多くの米国人は靖国神社について、反動的な軍国主義の場所であつて、民主的に選出された日本政府の転覆をいつでも引き起こしかねない新たな過激主義の危険な火薬庫のように見なしている。このような非難において、反宗教的な偏見と熱狂的な愛国心のどちらがより顯著なのかを見極めることは難しい。

靖国神社ほど米国のリベラル派人気者のやつかみや米國啓蒙主義者の反宗教的な攻撃が明らかな場所はない。日本に滞在したカトリック神父のブルーノ・ピッテルは信徒に対して、靖国神社を参拝し、そこに祀られる戦没者のために祈るよう奨励した。⁹³ 靖国神社の閉鎖を要求したのは福音派のリベラルな人たちのみであり、中には同神社をドッグレースの競技場に変えることで愚弄するよう主張する者までいた。東京裁判は、カーキ色の軍服を着た征服者たちが到着する前の日本の政治的、軍事的努力はすべて極悪だったことを日本に納得させる狙いがあつたが、それと同じよ

うに、靖国神社への攻撃、新しい「憲法」の制定、固有の宗教からの日本人の切り離しは、神道の神々を根こそぎにするために福音派リベラリズムを日本に押し付けたものであつた。

朝鮮学校

（敗戦で）完全に意気消沈した日本国民は、カール・シュミット流の敵・味方を峻別する能力を失つた。救いと導きを求めるために残された宗教性さえもなくなり、日本国民は最悪の、最も敵対的な侵略者によつて思想的な隷属状態に置かれた。日本には、北朝鮮支持者によつて運営される七十校前後の朝鮮学校が存在する。（別の団体が運営する韓国系の学校もある）⁹⁴。朝鮮学校では、北朝鮮の独裁体制が地上の樂園として紹介され、金一家の独裁王朝が半島部族の一種の神として賛美されている。⁹⁵ 生徒たちは、歴史について歪曲され憎しみに満ちたうそを教えられ、日本など自由主義國への侮蔑を幼少時から注意深く擦り込まれる。生徒たちは金一家の独裁者の肖像にお辞儀をし、祖国北朝鮮についての歌を歌う。ジェフリー・ケイン氏はこう書いている。

日本各地にある朝鮮学校では、約一万人の生徒が元独裁者の金正日と金日成の肖像画の前で、革命歌に合わせ、足をまっすぐ伸ばしたまま高く上げる愛国的な行進をすることで知られている。学校の課外学習には、北朝鮮の歴史や思想を学ぶため、平壤旅行が通常含まれる。この通称「朝鮮総連学校」では、数学、文学、理科などの普通の科目とともに、北朝鮮の民族主義思想や社会主義思想も教えられている。⁹⁶

「朝鮮総連」とは在日本朝鮮人総連合会のこと、(日本国籍を自由に取得できるにもかかわらず)自らを朝鮮・韓国人と意識する在日二組織の一つだ。これらの学校は、日本で容認されているだけではない。信じられないことに、地方自治体がこれら憎悪の製造工場に資金を提供している。今日、米国の反米的な教育システムはこれと似た多くの怒りを生み出し、米国の生徒も政府に対して暴力革命を試みるよう教えられているが、テロ組織と公然たるつながりを持つ学校、例えば、タリバン大学とかイスラム国(ISS)幼稚園というのが米国内で運営できるとは思えないし、まして公的資金を受け取ることなどあり得ない。⁹⁷

洗脳教育は朝鮮学校の使命の一つにすぎない。朝鮮学校は北朝鮮のために、日本国内からの大規模な人間輸送作戦を促進するのに一役買った。⁹⁸一九五九年に、朝鮮学校や朝鮮総連など親北在日組織の監督の下で、特別に就航した船舶を利用した朝鮮人(一部の人は日本生まれで北朝鮮に行ったことはなかった)の祖国帰還事業が開始された。この船舶の中で最も悪名高いのは一九七一年秋に北朝鮮・日本間で就航したフェリー船「万景峰号」である。在日朝鮮人は、北朝鮮に出発する前に、財産の大半を朝鮮総連に引き渡すようしばしば要求された。(日本にとどまった朝鮮人も自発的に、あるいは強制されて、金銭や貴重品を朝鮮総連に提供した⁹⁹)。朝鮮総連は、朝鮮半島に実質的な奴隷として売られる人々の所有物や現金を没収して豊かになった。¹⁰⁰万景峰号は実際には密貿易と誘拐用の船で、北朝鮮政府はこの船を使って在日朝鮮人を日本から切り離し、社会主義経済の奴隷するとともに、金独裁の野蛮な取り扱いや共産主義イデオロギーが原因の飢餓によって死亡した人たちの代わりにした。¹⁰¹万景峰号は、現金稼ぎのために日本に麻薬を持ち込んだり、スパイを送り込んで日本各地を歩き回らせ、情報を集めたり、日本の弱点を探ったりさせた。朝鮮

総連新潟県本部の張明秀元副委員長は「(フェリー船を運航する)最初の目的は在日朝鮮人の帰還を支援するためだったが、一九六〇年代には、『船の往復をずっと続けられるよう帰国者をかき集める』という指令が北朝鮮から来た。そのうちに(目的も)スパイ活動に変わった」と述べている。朝鮮総連は、北朝鮮の日本国内でのスパイ活動の情報センターとなったにもかかわらず、引き続き朝鮮学校の運営に尽力し、朝鮮学校は朝鮮学校で、南北朝鮮の教育の定番である「反日種族主義」を増大させた。

二〇一八年、五人が北朝鮮政府を相手取り、在日親北組織の手助で北朝鮮が実施した人間輸送運動を提訴した。ヒューマン・ライツ・ウォッチはその訴えを以下のように報告している。

一九五九年から一九八四年の間、約九万三〇〇〇人の在日朝鮮人と日本人が帰還事業の下で日本から北朝鮮に移住した。北朝鮮政府はほとんどの場合、親北団体である朝鮮総連を通し、北朝鮮が「地上の楽園」であり、「衣食住など生活に必要なものはすべて十分保証されている」と宣伝した。北朝鮮政府と日本政府は

(閣議決定を通じて)最高レベルでこの事業を承認した。しかし、両国間に外交関係がないため、同事業はおおむね朝鮮総連によって進められ、両国の赤十字社や赤十字国際委員会(ICRC)が協力した。訴訟で、原告団は偽りの前提で在日朝鮮人を誘い込んだとして北朝鮮政府に損害賠償を要求している。また、原告団は北朝鮮が労働力不足を補うため、意図的に在日朝鮮人、特に熟練労働者や技術者に狙いをつけ、誘い込んだと主張した。犠牲者は北朝鮮の約束が偽りであることにすぐ(多くは入国の港に到着した時に)気づいたが、日本へ引き返すことは当局に許されなかった。

北朝鮮は戦後日本の「例外状態」と主権喪失を最大限に利用し、在日朝鮮人さえも餌食にしてしまったのである。

日本国民の拉致

一九七〇年代には、在日朝鮮人だけでなく、日本国民も日本から姿を消し始めた。日本は心理的解体に続き、文化的に混沌とした状態にあったために、警察は北朝鮮の共産主義独裁政権が主に対岸にある日本海沿岸から国民が組織

的に消えていったことに何年も気づかなかった。¹⁰⁵一人の少女、横田めぐみさんが一九七七年十一月に新潟から拉致された時、両親は必死になって行方を捜し、その後も探し続けたが、二十年後にやっと日本政府から北朝鮮の工作員にさらわれた可能性が大きいと知らされた。横田家の両親や弟たちが娘であり姉であるめぐみさんを日本へ無事取り戻そうと決意したことで、一九七〇年代以後の数百人の行方不明事件はすべて無関連だという考え方は大きく変わり、日本の当局の鼻先で北朝鮮が大規模な人間の密輸を実行してきた可能性があるという不快な理解に弾みがついた。¹⁰⁶

拉致事件が起きたのは、日本だけではなかった。北朝鮮による拉致の恐ろしさはレバノンやフランス、香港、マレーシア、米国、韓国などの犠牲者とその家族に衝撃を与えた。¹⁰⁷しかし、これと並行して、また、愛する人を日本から拉致された人々が直面する悪夢に関しては、日本の戦後の状態がこの大規模な犯罪を許してしまったという呪わしい説明をしなければならぬ。自分たちの国民に対してこのような暴挙が行われているのに、事実をつなぎ合わせて憂慮すべき全体像を見ようとすると文明的な意識のない国が、日本以外にあるとは考えられない。誘拐された者を取

り戻す有効な手段がないことと、とりわけ明らかかな容疑者が世界でも指折りの邪悪な政権としてすぐ隣に存在するときに、拉致のパターンにそもそも全く気付かないこととは違う。それなのに、これが日本で起きたことである。¹⁰⁸二〇〇四年、デビッド・スネドンというたった一人の米国人が中国雲南省を旅行中に行方不明になると、彼の家族は横田家と同様に、愛する息子の確認できる最後の行動まで追跡調査し、最終的に息子が北朝鮮の工作員に拉致され、北朝鮮に連れて行かれた可能性が高いとの結論に達した。¹⁰⁹平和ぼけの呪縛にかかった日本が、人間の悲劇と悪事を働く人間の能力との関連に気付くまでに、数百人の行方不明者が必要だった。¹¹⁰戦後の「憲法」が、この宇宙から悪を根絶するには憲法の意思の力によって悪の存在を否定することだけで十分だという幻想の世界に生きるよう日本国民を再教育したという結論から逃れることは難しい。横田めぐみさんや他の多くの拉致被害者の悲劇は、憲法九条と戦後の憲法体制全体の間違った考えを証明している。

結論「九条の罨」から逃れよ

二〇一七年、米ハーバード大学ケネディスクールのグレ
アム・アリソン教授は著書『戦争になる運命』（邦題『米
中戦争前夜』）を出版し、その中で「トゥキディデスの罨」
として有名になった概念を説明した。¹¹¹ トゥキディデスの罨
の前提は、台頭する国家は既存の国家と戦争になりやすい
ということだ。この図式を今日の現実の世界に当てはめると、
中国が無謀な拡張主義により、世界戦争に日々近づいて
いるということになる。しかしながら、別の種類の罨も
ある。つまり、巨大な国家に負けた国が陥ってしまう罨で
ある。この種の罨を「九条の罨」と呼ぼう。九条の罨は、
平和ばけや自己満足の罨であり、住民の士気をくじく征服
者のプロパガンダを受け入れ、自分の国は特別に悪く、国
家の性格としてすべての政府に生じる警察権を自国の指導
者に委ねられないことに賛同してしまう罨であり、あたかも
そのプロパガンダが宗教的な信条であるかのように、主
張してしまう罨である。

九条の罨はトゥキディデスの罨の正反対である。九条の

罨の下では、敗北した国が征服者への隷属状態を打ち破る
ことは不可能である。そうした国は新しい種類の憲法を採
択する。受け身で、病的なほど政治的自虐性のある憲法で
ある。また九条の罨は、永遠の利敵協力者として行動する
ことを選び、政府の形に特定の文明との有機的なつながり
は必要ないと発言する人たちの罨である。九条の罨の必要
条件である歴史的な自虐性と文化や伝統への無関心は、結
局のところ自分の国への裏切りである。九条の罨にはまっ
ている国（本稿執筆時点で日本以外にそうした国はない）
は、終わりのない戦後という歪んだリズムを通して、非
政治化され洗脳された国民を統治する純粹な政治が一種の
立体像として投影された政治的な幻影なのである。九条の
罨は、征服された国の混迷の根源であり、国旗が再び掲揚
され、政府の諸機関が正常に動き出した後もずっと長く心
の中にわだかまりとして残る永遠の敗北状態なのである。¹¹²

九条の罨をこしらえたのは他でもない米国である。米国
は敗戦国日本に九条を押し付け、日本の愛国者ではなくア
ングロサクソンのリベラル派が西太平洋の正当な統治者で
あるという暗黙の前提に立って行動し続けている。この米
国の優越性とそれがもたらした日本人の心理的分裂は根深

い。米国は自分たちが例外的な存在であることをずっと主張してきた。米国の例外主義は冷戦と戦後の配色を決め、それを前提に日本で米国の存在が根付いた。実はこの米国例外主義の影となってきたのが日本の「例外状態」であり、米国の優越の奇妙な裏返しとして、日本はワシントンの巨大な力の付属物として衰退した。この「例外状態」を牽引してきたのが一九四六年の日本国憲法である。これは日本国民の心理的な解体と、その祖先が数千年の歴史の上に築いてきた政体の破壊を意図した降伏文書だ。

日本はいまだに九条の罨に悩まされている。日本はどんな尺度からみても普通の国ではない。日本は内部からも外部からも根こそぎにされ、その永続的な降伏を示す身近な道具は、第二次世界大戦の灰塵から新しい日本を創造したとされる文書、すなわち一九四六年憲法である。日本の戦後の「憲法」(constitution)は、他のすべての憲法とは逆に、「構成する(to constitute)」とこう動詞の意味そのものを否定している。日本の憲法は政体を組み立てることをせず、政体の死を記録しているのである。九条、そして日本の「憲法」全体は、普通の国の憲法のように国家を構築するのではなく、永続する例外状態を構築しているのであ

り、ジョルジョ・アガンベンやカール・シュミットら憲法学者の見解では、反憲法的である。柄谷行人でさえ、読み方によっては、日本の憲法とりわけ奇妙な対の関係にある九条と一条は普通の文書ではないし、普通の書き方でもないことに同意しているように見える。柄谷は九条に神秘的ともいえる力を付与しており、改正されたことのない唯一の近代憲法である一九四六年憲法の改正が多くの日本国民にとつて考えられないままである理由を説明するのにこの力が役立っている。柄谷が言うように、九条の罨は実に深く厄介なもので、主に人の「無意識」の中に潜んでいる。

しかし、日本が主権回復の方向へ動くのを助けてくれるかもしれない追い風もある。過去数年間に起きた最も大きな変化の一つは、安倍晋三首相やトランプ大統領などリアリストの政治指導者の在職によって際立ったことだが、イデオロギー的なグローバリズムから強力な国民国家への転換である。ヨラム・ハズニーは二〇一八年の記念碑的著作『ナシヨナリズムの美德』で、政治の基本的な単位としての国家への回帰について数々の糸口を拾い出し、日本の憲法を支持する多くの人が信じているのとは違って、愛国主義を無秩序としてではなく、力として考え直す基調を設定

した。国民国家こそは、とくに日本のように非常に豊かで長い歴史を持つ国にとって、過去にも未来にも政治的秩序となるのである。¹¹⁴日本がアジアの指導的国家になるために、また、一九四五年から自前の政府を持たず、全人類が感じる政治的帰属意識の必要性に応える国家も持たない誇り高い国民集団である日本国民を守り、団結させるために、日本の進むべき道はナシヨナリズムにある。

しかし、国民意識を取り戻し、アジアのリーダーという当然の地位を担うためには、日本は真の戦後の歴史をまず取り戻さねばならない。¹¹⁵学校で教えられ、文化的に所与のものとして吹き込まれた戦後の「歴史」は嘘である。¹¹⁶真実は、日本が二十世紀半ばに自らの主権を犠牲にし、他国を欧米諸国の植民地支配から解放するのを助けたのである。¹¹⁷日本は第二次世界大戦の侵略者ではなく、解放者としての英雄である。ひとたび、日本の歴史を取り戻せば、国家主権を取り戻す事業も始まるだろう。¹¹⁸しかしながら、その道のりは長く、数世代にわたり日本人が米国人とその協力者の日本の共産主義者にひどく欺かれてきたことへの心理的なショックに満ちたものになるだろう。

一九四六年憲法は主権在民を謳い、国民の名のもとに公

布されたとされているが、それは明らかに国民の心理的な操作に基づいたものである。歴史的な事実としては、同意法は日本国民によって書かれたものではなく、国民の助言の下でもなく、外国の征服者によって書かれたものである。丸山眞男ら戦後のリベラル派に大いにもてはやされた「主体性」は、皮肉にも今も続く日本の征服者への依存を容易にしているのである。もし、日本国民が、自分たちは弱く、諸国民の中でも特別に悪いというプロパガンダをもはや信じなくなれば、九条の罨が突然現れることもないだろう。日本国民にとって真の主体性とは、祖先の英雄的行為や犠牲を再評価することにある。

そして、その英雄的行為と犠牲は天皇がいたからこそ可能だったのである。日本の心は主権者の心であり、その主権者は人間であり、一片の紙ではない。¹¹⁹天皇の主権はどんな文書でも消し去ることはできない。それは政治以前の文明的事実である。皇室は、米国とその反日的盟友による皇室破壊のすべての試みを乗り越え、新しい日本の希望の炎を燃やし続けてきた。長い戦後の「例外状態」が最終的に過去のものになれば、皇室は第二次世界大戦の最終的な勝利者として必ずや浮上するであろう。

註

- 1 Shigenori Matsui, "Fundamental Human Rights and "Traditional Japanese Values": Constitutional Amendment and Vision of the Japanese Society," *Asian Journal of Comparative Law*, vol. 13 (2018), pp. 59-86.
- 2 Lionel Pierre Fatton, "Is Japan Now Finally a Normal Country?" *The Diplomat* Dec. 27, 2013, and Sebastian Maslow, "Japan's Evolving Security Architecture," *The Diplomat*, Dec. 3, 2013
- 3 The Editorial Board, *The Wall Street Journal*, Aug. 28, 2020
- 4 Thitinan Pongsudhirak, "Abe Legacy is Japan as 'Normal' Nation," *Bangkok Post*, Sept. 4, 2020, and "What's at Stake for Shinzo Abe's Successor," *The New York Times*, Sept. 2, 2020, Doug Bandow, "A New 'Normal': Time for Japan to Defend Japan," *The National Interest*, Aug. 6, 2014 参照。
- 5 Ichiro Ozawa, tr. Louisa Rubinfien, *Blueprint for a New Japan: The Rethinking of a Nation* (Tokyo: Kodansha International, 1994), originally published as Ozawa Ichirō, *Nippon kaizō keikaku* (Tokyo: Kodansha, 1993).
- 6 "Japan's Constitution: The Call to Arms," *The Economist*, vol. 350, iss. 8108 (Feb. 27, 1999), pp. 23-25.
- 7 参照 Michael Heazle, "Japan Post-9/11: Security Policy, Executive Power and Political Change in an 'Un-Normal' Country," *Australian Journal of International Affairs*, vol. 63, iss. 4 (Dec., 2009) 参照。
- 8 Yoshinide Soeya, Masayuki Tadokoro, and David A. Welch, eds. *Japan as a 'Normal Country'? A Nation in Search of Its Place in the World* (Toronto: University of Toronto Press, 2011). See also Alexei Senatorov, "Japan: From 'Single-Country Pacificism' to a 'Normal Country'?" *Far Eastern Affairs*, vol. 32, iss. 1 (Jan.-Mar., 2004), 55-75, and Soeya Yoshinide, *Anzen hoshō wo toinaosu: 'kyō-jo, anpo taisei' wo koete* (Tokyo: NHK Books, 2016).
- 9 Bhubbinder Singh, "Japan's Post-Cold War Security Policy: Bringing Back the Normal State," *Contemporary Southeast Asia*, vol. 24, no. 1 (Apr., 2002), pp. 82-105 参照。
- 10 参照 Yanagisawa Kyōji and Ushio Masato, "Gekitotsu taidan 2: Gōken ka kaiken ka," *Seiron*, no. 547 (Jun., 2017), pp. 72-81 参照。
- 11 "Datsu 'senjo reiji-nu' wo," special series, in *Seiron*, no. 591 (Dec., 2020), esp. Sakurai Yoshiko, "Genko kenpō namini yūgai mukai," pp. 27-35 参照。
- 12 The constitution was promulgated in November of 1946, and went into effect in May of 1947.
- 13 Giorgio Agamben, "The State of Exception as a Paradigm of Government," in Giorgio Agamben, tr. Kevin Attell, *State of Exception*, collated in Giorgio Agamben, *The Omnibus Homo Sacer* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2017), pp. 167-192.
- 14 参照 Carl Schmitt, tr. Michael Hoelzl and Graham Ward, *Political Theology II: The Myth of the Closure of any Political Theology* (Cambridge, UK: Polity, 2008) 参照。

- 15 日本國憲法の意義とその発展' Hasegawa Masayasu, *Nihon no kenpō*, 3e (Tokyo: Iwanami Shoten, 1994), esp. "Kenpō towa nani ka," pp. 2-9, and "Sengo kenpō no rinen to genjitsu," pp. 17-24, and Satō Tsukasa, ed., *Gendai kenpōron* (Tokyo: Yachiyo Shuppan, 1986), esp. "Kenpō no seitei to hendo," pp. 7-8, and "Kenpō hendo no sho ruikai," pp. 9-10 参考文献。
- 16 Takahashi Shirō, *Nihon ga nidoto tachigarenai yō ni Amerika ga senryōki ni okonatta koto* (Tokyo: Chichi, 2014)
- 17 勇田雄次郎 (force majeure) の米国の占領と憲法とイデオロギイ Douglas Porch and George Cornwell Lewis, "Occupational Hazards: Myths of 1945 and U.S. Iraq Policy," *The National Interest*, iss. 72 (Summer, 2003), pp. 35-47 参考文献。
- 18 John Dietrich, *The Morgenthau Plan: Soviet Influence on American Postwar Policy* (New York, NY: Algora Publishing, 2002).
- Watanabe Sōki, *Dai ni ji sekai taisen Amerika no haiboku: Beikoku no ayatsuta Sobietto supai* (Tokyo: Bunshun Shinsho, 2018), Nishio Kanji, *GHQ funsho tosho kaifu*, vol. 9: *Amerika kara no 'sensen fukoku'* (Tokyo: Tokuma Shoten, 2014), Watanabe Sōki, *Senso wo kajimeru no wa dareka: reishi shisei shugi no shinjitsu* (Tokyo: Bunshun Shinsho, 2017), James J. Martin, "Pearl Harbor: Antecedents, Background and Consequences," in *The Saga of Hog Island: And Other Essays in Inconvenient History* (Colorado Springs, CO: Ralph Myles, 1977), pp. 114-131, and Mitamura Takeo, *Dai ToA sensō to Suta-rin no boryaku: sensō to kyōsanshugi* (Tokyo: Jiyū-sha, 1987) 参考文献。
- 19 Patrick A. Swan, ed., *Alger Hiss, Whittaker Chambers, and the Schism in the American Soul* (Wilmington, DE: ISI Books, 2003)
- 20 Satō Tsukasa, ed., *Gendai kenpō ron*, op. cit., pp. 37-42 参考文献。
- 21 Shioda Jun, *Nippon koku kenpō tanjō: shirarezaru butai wa* (Tokyo: Nippon Hoso Shuppan Kyōkai, 2008), esp. pp. 12-23.
- 22 丸山圭三郎 憲法と 憲政の 関係 Naoki, *Kenpō dai kyū jō* (Tokyo: Iwanami Shoten, 1982) 参考文献。 | 米国の発展とイデオロギイ tomo, *Shin kenpō dai ichi jō no meguru kyōki to shinjitsu (sono ichi)* (Tokyo: Kenpō Gakkai, 1965), and Ito Akira, "Nihonkoku kenpō dai ichi jō no shisōshi (tokushū: shōchō temmōsei hihan no shizai)," *Impaction*, vol. 196 (2014), pp. 62-72 参考文献。
- 23 Karatani Kōjin, *Kenpō no muishtiki* (Tokyo: Iwanami Shoten, 2016), pp. 20-28, 36 ff.
- 24 日本國憲法の意義とその発展とイデオロギイ the blended nature of Japan's constitutional position, Norikazu Kawagishi, "The Birth of Judicial Review in Japan," *International Journal of Constitutional Law*, vol. 5, iss. 2 (Apr., 2007), pp. 308-331 参考文献。
- 25 Peter J. Herzog, S.J., "Political Theories in the Japanese Constitution," *Monumenta Nipponica*, vol. 7, nos. 1 and 2 (1951), p. 19
- 26 Peter J. Herzog, S.J., "Political Theories," op. cit., p. 2.
- 27 "Our Job in Japan" (1945 U.S. newsreel) quoted in Sharalyn Orbaugh, "How the Pendulum Swings: *Kamishibai* and Censorship under the Allied Occupation," in Tomi Suzuki, Hirokazu Toeda, Hikari Hori, and Kazushige Munakata, eds., *Censorship, Media,*

- and *Literary Culture in Japan: From Edo to Postwar* (Tokyo: Shin-yo-sha, 2012), p. 161.
- 88 Carl F. Goodman, "Contemplated Amendments to Japan's 1947 Constitution: A Return to Iye, Kokutai and the Meiji State," *Washington International Law Journal*, vol. 26, iss. 1 (Jan. 2017), pp. 17-74. 参考文献。
- 89 Ogawa Eitaro, "Kunigara wo mamoru kuto no nisen nen," *Reki-shitsu* (Nov. 2019), pp. 132-145.
- 90 Adam Sterling, "Implicit Limits on Amending the Japanese Constitution," *Washington International Law Journal*, vol. 28, no. 1 (Jan. 2019), p. 258. 松本、リョウジ、スターリンへの結論と改憲を異にする。彼等、他の要因は、明治憲法の全面的な改訂画しを必要としたと主張する。
- 91 今の言葉の意味するものは、アメリカの法律家分断ゆえ、特に大衆への受け入れが、George P. Fletcher, "The Cliché that 'The Constitution Is not a Suicide Pact': Why It Is Actually Pro- not Anti- Civil Liberties," *FindLaw Legal Commentary*, Jan. 7, 2003. 参考文献。
- 92 類似の見解は、For an analogous view, see Yi Tae-jin, "Treaties Leading to Japan's Annexation of Korea: What Are the Problems?" *Korea Journal*, vol. 56, no. 4 (Winter, 2016), pp. 5-32. 参考文献。
- 93 Richard J. Samuels, *Special Duty: A History of the Japanese Intelligence Community* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 2019), p. 238.
- 94 戦前・戦中の日本の情報能力との対比が印象的である。例えば、Kinoshita Kenzō, *Nihon no boryaku hikari: rihungun Noborio kenkyūjo* (Tokyo: Bungeisha, 2016). 参考文献。
- 95 Richard J. Samuels, *Special Duty*, op. cit., p. 94, citing Gotoda Masaharu, *Jo to ri: Gotoda Masaharu kaikoroku*, vol. 1 (Tokyo: Kenkyūsha, 1998), p. 237.
- 96 Richard J. Samuels, *Special Duty*, op. cit., p. 94, citing "Naikaku jōhō chosashitsu" kaitai no susume," *Sentaku*, Dec., 2011. 牛久保、ハナベ、藤谷、引用する本は、美濃の引用文は "Seiken ga chokkatsu suru jōhō kikan to shite wa sekai saitei" といふ。日本の憲法修改の危機は、Ezaki Michio, *Nihon senryō to 'haisen kakumei' no kiki* (Tokyo: PHP Shinsho, 2018), and Hayashi Chikatsu, *Kono Fuminaro, yabō to zassetsu* (Tokyo: WAC, 2017), esp. "Haisen kakumei," pp. 247-251. 参考文献。
- 97 Sheila A. Smith, *Japan Rearmed: The Politics of Military Power* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2019), p. 94.
- 98 同右所収。
- 99 同右所収。
- 100 同右所収。
- 101 Sheila A. Smith, *Japan Rearmed*, op. cit., pp. 94-95.
- 102 Mark R. Mullins, "The Political and Legal Response to Aum-Related Violence in Japan: A Review Article," *The Japan Christian Review*, vol. 63 (1997), pp. 37-46. 参考文献。
- 103 "Korea's Appellate Court Rejects Mitsubishi Heavy's Appeals Against Asset Seizure Order," *The Korea Times*, Feb. 16, 2021.

- 44 鎌倉孝良編『ロシア』. Anthony J. Colangelo, "Jurisdiction, Immunity, Legality, and Jus Cogens," *Chicago Journal of International Law*, vol. 14, iss. 1 (Summer, 2013), pp. 53-91 収録.
- 45 "No. 8473, Japan and Republic of Korea, Agreement on the Settlement of Problems Concerning Property and Claims and on Economic Co-operation (with Protocols, Exchanges of Notes and Agreed Minutes), Signed at Tokyo, on 22 June 1965".
- 46 思想的な解架のロシア 編者 榎本 孝雄 Lee and Seryon Lee, "Yeo Woon Taek v. New Nippon Steel Corporation, 2013 Da 61381," *The American Journal of International Law*, vol. 113, no. 3 (2019), pp. 592-599 収録.
- 47 複雑な国際法のロシア, Tom Phuoung Le, "Negotiating in Good Faith: Overcoming Legitimacy Problems in the Japan-South Korea Reconciliation Process," *The Journal of Asian Studies*, vol. 78, no. 3 (Aug. 2019), pp. 621-644 収録.
- 48 韓国に於ける政治 劉氏臣義論』 李仁仁の國史のころり 著 Joseph Yi, Joe Phillips, and Wondong Lee, "Manufacturing Contempt: State-Linked Populism in South Korea," *Society*, vol. 56 (2019), pp. 494-501 収録. 慰安婦問題の懸念や見事と説明 ことばの ことば J. Mark Ramseyer, "Contracting for Sex in the Pacific War," *International Review of Law and Economics*, vol. 65 (2021).
- 49 Sakurai Yoshiko et al., "Nikkan goi tekkai no oroka, Moon Jae-in Seiken no ayausa," *Voice*, no. 475 (Jul., 2017), pp. 46 ff 収録.
- 50 See Yamazaki Masahiro, *Rekishisen to shisosen: reikishi mondai no yomitokikata* (Tokyo: Shueisha Shinsho, 2019) 収録.
- 51 Mary L. Dudziak and Leti Volpp, "Introduction: Legal Borderlands: Law and the Construction of American Borders," *American Quarterly*, vol. 57, no. 3 (Sept., 2005), pp. 593-610 収録.
- 52 東洋のロシア 著 栗原 武雄, *Baka yosanaba puropogan-da de yomioku Nihon no shinjitsu* (Tokyo: Wani Books, 2019), pp. 137-141 収録.
- 53 編者 榎本 孝雄 Sankai Shinbun Editorial Board, "Editorial: Putin's Press Secretary Lashes Out at Sankai Shinbun over Stolen Territories Article," *JAPAN Forward*, Mar. 16, 2021 収録.
- 54 一九五六年の日の共同宣言 外交官の交換と定めた休戦協定 ことばのロシア. Matthew J. Quimet, "The Stalenate North of Hokkaido," *The SALS Review of International Affairs*, vol. 26, no. 1 (Winter, 2006), pp. 93-108, and Olga Puzanova, "Whose Kurils?" *The National Interest*, iss. 168 (Jul.-Aug., 2020), pp. 66-75 収録.
- 55 "Japanese and Soviet Officials Discuss a Territorial Dispute," *New York Times* (Late Edition), Dec. 20, 1988, p. A-10 収録.
- 56 Ichiro Takizawa, "Behind the Curtains: How Soviet Intelligence Masters and Japanese Journalists Brought About Soviet-Japan Diplomatic Normalization—Without the Return of the Northern Territories," in Jason Morgan, ed., *Information Regimes during the Cold War in East Asia* (Oxon, UK: Routledge, 2020), pp. 13-29 収録.
- 57 Takizawa Ichirō, "Kesshite isogunai Tai-Ro ryōdo kōshō," *Gekkanshi Hanada*, Aug. 2016, 236-245.
- 58 Paul D. Shinkman, "Deadly Skirmish Was Part of a Larger Plan

- by China, India Believes," *U.S. News and World Report*, Jul. 17, 2020. Jagannath P. Panda, "Infrastructure Build-Up at the Core and India-China Border Tensions," *Japan Forum for Strategic Studies Kihō*, vol. 86 (Oct., 2020), pp. 76-81 → 総註。
- 65 Watanabe Toshio, Nishioka Tsutomu, Katsuoaka Kanji, Shimokawa Masaharu, Shimajo Masao, and Kimura Mitsuhiko in "Complete Analysis of *Anti-Japan Tribalism*," *Historical Awareness Research*, no. 6 (Spring and Summer, 2020), pp. 9-54.
- 66 Lee Young-hoon, et al., *Han-Nichi shuzokushugi: Nihkan kiki no gensen* (Tokyo: Bungei Shunju, 2019), pp. 140-160. Lee Young-hoon, et al., *Han-Nichi shuzokushugi to no toson* (Tokyo: Bungei Shunju, 2020) → 総註。
- 67 Matsumoto Koji, *Kankoku 'han Nichi shugi' no higen* (Tokyo: Soshisha, 2019) → 総註。
- 68 藤本大輔 "Bruce Cummings, "Dominion from Sea to Sea: America's Pacific Ascendancy," *The Asia Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 10, iss. 7, no. 1 (Feb. 11, 2012), pp. 1-11 → 総註。
- 69 Yayama Tarō, *Shū Kinpei no 'sansen' wo abaku!* *Senkaku shotō wa koshite torarenu* (Tokyo: Kairyusha, 2017), pp. 63-66, and Kerry Gerstaneck, *Political Warfare: Strategies for Combating China's Plan to "Win without Fighting"* (Quantico, VA: Marine Corps University Press, 2020) → 総註。
- 70 光臨列島と日本に關つた' 獨' 獨' Takashi Inoguchi and Ankit Panda, "Japan's Grand Strategy in the South China Sea: Principled Pragmatism," in Anders Corr, ed., *Great Powers, Grand Strategies: The New Game in the South China Sea* (Annapolis, MD: Naval Institute Press, 2018), pp. 199-223 → 総註。
- 71 Robert C. Watts, IV, "Origins of a 'Ragged Edge': U.S. Ambiguity on the Senkakus' Sovereignty," *Naval War College Review*, vol. 72, no. 3 (2019), pp. 101-138 → 総註。Robert D. Eldridge, "It's Time for the U.S. to Re-recognize Japan's Sovereignty over the Senkaku Islands," *JAPAN FORWARD*, Jul. 23, 2020, and *The Origins of U.S. Policy in the East China Sea Islands Dispute: Okinawa's Reversion and the Senkaku Islands* (New York: Routledge, 2014) → 総註。
- 72 Zhiguo Gao and Bing Bing Jia, "The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status, and Implications," *American Journal of International Law*, vol. 107, iss. 1 (Jan. 2013), pp. 98-123 → 総註。
- 73 Ryan D. Martinson, "The Real Risks of China's New Coast-guard Law," *The National Interest*, Mar. 3, 2021 → 総註。"Japan Expects Deterrence to Keep China in Check over Senkakus," *Mainichi Japan*, Mar. 17, 2021 → 総註。
- 74 Ralph Jennings, "China's Tough New Coast Guard Law Takes Aim at U.S.-Backed Southeast Asian States," *Voice of America News*, Feb. 18, 2021, and Saibal Dasgupta, "China's Move to Empower Coast Guard Stirrs Tensions," *Voice of America News*, Feb. 11, 2021 → 総註。
- 75 Monika Chansoria, *China, Japan, and Senkaku Islands: Conflict in the East China Sea amid an American Shadow* (Oxon, UK:

- Routledge, 2018) and *Senkaku zettai zetsumei, Bessatsu Seiron* 36 (Mar., 2021) ㊦㊧.
- 70 Lalo Lopez, "Legacy of a Land Grab," *Hispanic*, vol. 10, iss. 9 (Sept., 1997), pp. 22-28.
- 71 Cesar N. Caviedes, "Conflict over the Falkland Islands," *Latin American Research Review*, vol. 29, iss. 2 (1994), pp. 172 ff ㊦㊧.
- 72 Xiao Ruppig and Hsiao-Ting Ling, "Inside the Asian Cold War Intrigues: Revisiting the Taiwan Strait Crises," *Modern Asian Studies*, vol. 52, no. 6 (2018), pp. 2109-2136 ㊦㊧.
- 73 Isobe Koichi, "Tatakai wa sudeni hajimatteru" in "Tokushū: Kokka kokudo wo mamore," *Seiron*, no. 592 (Jan., 2021), pp. 42-49 ㊦㊧.
- 74 Sheila A. Smith, "A Sino-Japanese Clash in the East China Sea," Council on Foreign Relations, Contingency Planning Memorandum no. 18 (Apr., 2013), pp. 1-8
- 75 "United States Continues to Challenge Chinese Claims in South China Sea. Law of the Sea Tribunal Issues Award against China in *Philippines-China Arbitration*," *The American Journal of International Law*, vol. 110, no. 4 (Oct., 2016), pp. 795-802
- 76 June Teufel Dreyer, "China's Two Sessions—and What they Mean for the United States," *Foreign Policy Research Institute*, Mar. 12, 2021.
- 77 Sakurai Yoshiko, "Isoge Jieitai no daikibo kaikaku," in "Utsukushiki tsuyoki kuni e" series, *Sankei Shimbun*, Sept. 5, 2016 ㊦㊧.
- 78 中国の海軍力増強と諸要員減額について ㊦㊧ Vice Admiral Yoji Koda, "China's Bluewater Navy Series: China's Blue Water Navy Strategy and its Implications," *Center for a New American Security* (Mar., 2017). ㊦㊧ Andrew Scobell, Michael McMahon, and Cortez A. Cooper, III, "China's Aircraft Carrier Program: Drivers, Developments, Implications," *Naval War College Review*, vol. 68, iss. 4 (Autumn, 2015), pp. 65-79. ㊦㊧
- 79 Monika Chansoria, "Newly-Discovered 16 Million MTs of Rare Earth Minerals Can Make Japan Independent of China," *JAPAN Forward*, Jun. 1, 2018.
- 80 Julian Ryall, "Japan to Station Coastguard Vessel at Ogasawara Islands to Counter Chinese Ships," *South China Morning Post*, Feb. 8, 2021.
- 81 Ryan D. Martinson and Peter A. Dutton, "China's Distant-Ocean Survey Activities: Implications for U.S. National Security," China Maritime Studies Institute, Center for Naval Warfare Studies, U.S. Naval War College, *China Maritime Report*, no. 3 (Nov., 2018), June Teufel Dreyer, "China's Monopoly on Rare Earth Elements and Why We Should Care," *Foreign Policy Research Institute*, Oct. 9, 2020. ㊦㊧
- 82 Jolynn Baraka Thomas, *Faking Liberties: Religious Freedom in American-Occupied Japan* (Chicago: University of Chicago Press, 2019), p. 150. James Cogwell, letter in *The Christian Century*, vol. 128, iss. 17 (Aug. 23, 2011), p. 6. ㊦㊧
- 83 A minority view contesting MacArthur's pieties is Helen Mears, *Mirror for Americans: Japan* (New York, NY: Houghton

- Mifflin, 1948). GHQ censored Mears, too.
- ㉞ "Napalm killed more Japanese in World War II than did the two atomic bomb blasts." "Napalm in World War II: Invention, Test, the Bat-Bomb, and Incinerating Japan." University of California-Berkeley, Center for Science, Technology, Medicine, and Society. <https://cstms.berkeley.edu/current-events/napalm-in-world-war-ii-invention-test-the-bat-bomb-and-incinerating-japan/>
- ㉟ 岡中 隆夫 Nakamishi Terumasa. *Nihonjin toshite koredake wa shite oikoi koto* (Tokyo: PHP Shinsho, 2006), and Sakurai Yoshiko. *GHQ sakushi no jihō sosasho 'shinsōbaku' no jibaku wo toka* (Tokyo: Shogakukan, 2002) 参照。
- ㊀ Ezaki Michio. *Amerikagawa kara mita Tōkyō saiban shikan no kyomō* (Tokyo: Shodensha, 2016) 参照。
- ㊁ David Barsamian and Noam Chomsky. *Imperial Ambitions: Conversations with Noam Chomsky on the Post-9/11 World* (London, UK: Hamish Hamilton, 2005), p. 67.
- ㊂ 藤野 野矢 Kawakubo Tsuyoshi. "Sengo no seiji to bungaku: gen-dai hoshu no genten toshite no Eitō Jun." in *Handobaku: Kindai Nihon seiji shisoshi: bakumatsu kara Showa made* (Kyoto: Minerva Shobo, 2021), pp. 282-287 参照。Eitō Jun. *1946nen kenpō: sono sokubaku* (Tokyo: Bunshun Gakugei Library, 2015), and *Tozasareta gengo kaikan: senryōgan no ken tetsu to sengo Nihon* (Tokyo: Bunsyun Bunko, 1994) 参照。
- ㊃ Aoyagi Takehiko. *Nihonjin wo seishinteki hussō kajō suru tame ni Amerika ga nejimagera Nihon no reikishi* (Tokyo: Heart Shuppan, 2017)
- ㊄ "Kagamibari no heya ni tojikomerareta yō." in Karatani Kōjin. *Kenpō no misshiki*, op. cit., p. 6, citing Eitō Jun. *1946nen kenpō: sono sokubaku*, op. cit., pp. 19-20.
- ㊅ Fukuchi Atsushi. "Haisenkokū taisei no honshitsu wo kangae-ru." jō. *ge. Japan Forum for Strategic Studies Kihō*, vol. 76 (Apr. 2018), pp. 113-119, and vol. 78 (Oct. 2018), pp. 118-124 参照。
- ㊆ Izawa Motohiko, "Shinpiū shinwa to heiwa kenpō kara dakk-yaku wo: naze ima, Kamakura bushi na no ka." *Seiron*, no. 571 (May, 2019), pp. 108-113 参照。
- ㊇ John Breen. "Popes, Bishops and War Criminals: Reflections on Catholics and Yasukuni in Post-War Japan." *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 8, iss. 9, no. 3 (Mar., 2010), pp. 1-15 参照。
- ㊈ Chung Daekyun. "Japan's Korean Community in Transition." *Japan Echo*, vol. 30, iss. 2 (Apr., 2003), pp. 30-33 参照。
- ㊉ Esteban Flores. "Indoctrination or Education? Inside North Korean Schools in Japan." *Harvard International Review*, vol. 39, no. 1 (Winter, 2018), pp. 9-12 参照。
- ㊊ Geoffrey Cain. "Although they live freely in Japan, these Koreans still support Kim Jong Un." *The World*, Jul. 10, 2014
- ㊋ 藤本 大輔 日本には朝鮮学校に校中を明白に反対抵抗感はない。例として "North Korea Losing Support in an Angry Japan." *New York Times* (Online) Sep. 8, 2003, and Matthew Carney, et al., "Japan's Government Cuts Funding for Ethnic Korean Schools, Claiming

- They Teach North Korean Propaganda." *ABC News* (Australia), Jun. 30, 2014. ※参照:
- 86 日本は北朝鮮の国を共産主義を強めた国で、日本を脅かす脅威である。Hyōmoto Tatsukichi, "Busō hōki no jidai (chi)." *Seiron*, no. 370 (May 1, 2003), pp. 236-245. ※参照:
- 86 Hiroshi Matsubara, John Feffer, and Mayuko Tokita, "Japan's Korean Residents Caught in the Japan-North Korea Crossfire." *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 5, iss. 1 (Jan. 2, 2007), pp. 1-11.
- 100 Kano Tado, "Tai Kita Chōsen seisaku: 'supai sen' Man Kei Hō gō ni kibishii me wo." *Kanhai*, May, 2003, pp. 129-130
- 101 Yokota Sakie, et al., "Rachi wa tero da! 'Gyatsu Znichi daishikai kokumin daishūkai kiroku (ge)." *Gendai Korea*, June, 2003, pp. 42-52
- 102 "Man Kei Hō gō 'nyūkō tomeru beki', rachi higaiha kazoku renrakukai" *Yomiuri Shinbun*, Jan. 29, 2003, Tokyo Morning Edition, p. 35
- 103 "Japan: Protect Victims Enticed to North Korea: Historical 'Paradise on Earth' Campaign a Rights Disaster." *Human Rights Watch*, Aug. 21, 2018. Satō Katsumi and Kojima Harunori, "Kokuhatsu taidan: tojisha ga kaikon komete shidan suru 'shitsurakuen' Kita Chōsen kikoku jig'yō no suisensha tachi." *Seiron*, no. 370 (May 1, 2003), pp. 50-67. ※参照:
- 104 "Bookmark: Megumi Yokota Film Premiere A Push for the Return of North Korean Abduction Victims." JAPAN Forward, Sep. 19, 2020. ※参照:
- 105 Anthony DiFilippo, "Still at Odds: The Japanese Abduction Issue and North Korea's Circumvention." *UNISCI Discussion Papers*, no. 32 (May, 2013), pp. 137-170.
- 106 Hideo Takayama and Eyan Thomas, "Lost without a Trace: Talks on Normalizing Relations with Japan Are Spotlighting Just How Vast Pyongyang's Kidnapping Scheme Was." *Newsweek* (International Edition), Feb. 20, 2006
- 107 Brad Williams and Erik Mobrand, "Explaining Divergent Responses to the North Korean Abductions Issue in Japan and South Korea." *The Journal of Asian Studies*, vol. 69, no. 2 (May, 2010), pp. 507-536, and Richard J. Samuels, "Kidnapping Politics in East Asia." *Journal of East Asian Studies*, vol. 10 (Sep.-Dec., 2010), pp. 363-395. ※参照:
- 108 Araki Kazuhiro, "Imakoso hangyaku seyo, 'Chōsen Sōren' shokunri" *Seiron*, no. 370 (May 1, 2003), pp. 76-87
- 109 "Tokyo Symposium Pushes for Resolution of North Korean Abductions, Human Rights Violations." *JAPAN Forward*, Dec. 27, 2018. ※参照:
- 110 Nishioka Tsutomu, "Keizai seisai de Kim Jong Il tero seiken wo datō seyo." *Gendai Korea*, June, 2003, pp. 29-37. ※参照:
- 111 Graham Allison, *Destined for War: Can America and China Escape Thucydides's Trap?* (New York, NY: Houghton Mifflin, 2017)
- 112 戦後の憲法をゆれを取り巻く文化的・歴史的背景や完壁に理解しようとする新報毎日報章氏の発声。例として Momochi Akira, *Kenpo*

- to *Nihon no seisei* (Tokyo: Seibundo, 2009), and *Kenpō no jōshiki, jōshiki no kenpō* (Tokyo: Bungei Shunjū, 2005) 参照。
- 113 例 憲法’ Linus Hagström, “Normalizing Japan: Supporter, Nuisance, or Wielder of Power in the North Korea Nuclear Talks?” *Asian Survey* vol. 49, iss. 5 (2009), pp. 831-851 参照。
- 114 Yoram Hazony. *The Virtue of Nationalism* (New York, NY: Basic Books, 2018). Unfortunately, Hazony has little understanding of Japanese history. See, e.g., p. 120 参照。
- 115 Ono Kosuke, “Kijūku no nai sengo Nihon,” *Kokuhai Bunka*, no. 1162 (Mar., 2021), pp. 18-21 参照。
- 116 Arai Mitsuo, *Sengo Nihon no kyōgi, kyōkō wo tadasu* (Tokyo: Bungeisha, 2021)
- 117 独立運動と日本との関係について 問題はあふか有用な概観として Royama Yoshirō, “Shokuminchi dokuritsu no jidai to Nihon,” in *Iwanami kōza gendai 4: shokuminchi no dokuritsu* (Tokyo: Iwanami Shoten, 1963), pp. 303-369.
- 118 Mizoguchi Ikuo, “Biruma dokuritsu sensō to Nihongun no taigi,” in Nishio Kanji. *GHQ funsho tosho kaijū*, vol. 10: *chikyū shiryaku no shuyaku*, *Igirisu* (Tokyo: Tokuma Shoten, 2014), pp. 377-399, and Anno Yutaka. *Dai ToA sensō no kaisen mokuteki wa shokuminchi kaihō datta* (Tokyo: Tendensha, 2017) 参照。
- 119 1946年憲法起草の国民権の概念について 憲法第24条 Sugihara Yasuo, “Kokumin shuken to kokumin daihyōsei,” in *Kenpō* (Tokyo: Iwanami Shoten, 1990), pp. 87-102, and Watanabe Sōtarō, “Dai ni sho: Nihon koku kenpō no tokuchō: dai issetsu: shuken zaimin,” in *Nihon koku kenpō* (Tokyo: Yuhikaku, 1948), pp. 65-71 参照。

参考文献

- Agamben, Giorgio, tr. Kevin Attell. 2017. *State of Exception*. Collated in Giorgio Agamben, *The Omnibus Homo Sacer*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Allen, Chizuko T. 2020. “Kyōsei Renkō (forced mobilization): Pak Kyōng-sik and Zainichi identity as inspired by North Korea”. In Jason Morgan, ed. *Information Regimes during the Cold War in East Asia*. Oxon, UK: Routledge.
- Allison, Graham. 2017. *Destined for War: Can America and China Escape Thucydides’s Trap?* New York, NY: Houghton Mifflin.
- Almog, Guy. 2014. “The Myth of the ‘Pacifist’ Japanese Constitution”. *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 12, iss. 36, no. 2.
- The American Journal of International Law. 2016. “United States Continues to Challenge Chinese Claims in South China Sea: Law of the Sea Tribunal Issues Award against China in Philippines-China Arbitration”. Vol. 110, no. 4.
- Anno Yutaka. 2017. *Dai ToA sensō no kaisen mokuteki wa shokuminchi kaihō datta*. Tokyo: Tendensha.
- Aoyagi Takehiko. 2017. *Nihonjin wo seishinteki busō kaijō suru tameni Amerika ga neijimagera Nihon no rekishi*. Tokyo: Heart Shuppan.
- Arai Mitsuo. 2021. *Sengo Nihon no kyōgi, kyōkō wo tadasu*. Tokyo:

Bungeisha.

- Araki Kazuhiko. 2003. "Imakoso hangyaku seyo, 'Chōsen Sōren' shokun!" *Seiron*, no. 370.
- Bandow, Doug. 2014. "A New 'Normal': Time for Japan to Defend Japan". *The National Interest*.
- Barsamian, David, and Noam Chomsky. 2005. *Imperial Ambitions: Conversations with Noam Chomsky on the Post-9/11 World*. London, UK: Hamish Hamilton.
- Blanche, Stephan. 2009. "North Korean Intelligence Structures". *North Korean Review*, vol. 5, no. 2.
- Breen, John. 2010. "Popes, Bishops and War Criminals: Reflections on Catholics and Yasukuni in Post-War Japan". *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 8, iss. 9, no. 3.
- Brooks, Rosa Ehrenreich. 2003. "The New Imperialism: Violence, Norms, and the 'Rule of Law'". *Michigan Law Review*, vol. 101, no. 7.
- Cain, Geoffrey. 2014. "Although they live freely in Japan, these Koreans still support Kim Jong Un". *The World*.
- Carney, Matthew, et al. 2014. "Japan's Government Cuts Funding for Ethnic Korean Schools, Claiming They Teach North Korean Propaganda". *ABC News*.
- Caviedes, Cesar N. 1994. "Conflict over the Falkland Islands". *Latin American Research Review*, vol. 29, iss. 2.
- Chansoria, Monika. 2018. *China, Japan, and Senkaku Islands: Conflict in the East China Sea amid an American Shadow*. Oxon, UK:

Routledge.

- . 2018a. "Newly-Discovered 16 Million MTs of Rare Earth Minerals Can Make Japan Independent of China". *JAPAN FORWARD*.
- Chen, Boyu. 2020. "Decolonizing Japan-South Korea Relations: Hegemony, the Cold War, and the Subaltern State". *Asian Perspective*, vol. 44, no. 2.
- Chen, Po Liang and Jordan T. Wada. 2017. "Can the Japanese Supreme Court Overcome the Political Question Hurdle?" *Washington International Law Journal*, vol. 26, no. 2.
- Chung Dae-kyun. 2003. "Japan's Korean Community in Transition". *Japan Echo*, vol. 30, iss. 2.
- Cogwell, James. 2011. Letter to the Editor. In *The Christian Century*, vol. 128, iss. 17.
- Colangelo, Anthony J. 2013. "Jurisdiction, Immunity, Legality, and Jus Cogens". *Chicago Journal of International Law*, vol. 14, iss. 1.
- Cummings, Bruce. 2012. "Dominion from Sea to Sea: America's Pacific Ascendancy". *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 10, iss. 7, no. 1.
- Dasgupta, Saibal. 2021. "China's Move to Empower Coast Guard Sits Tensions". *Voice of America News*.
- Dietrich, John. 2002. *The Morgenthau Plan: Soviet Influence on American Postwar Policy*. New York, NY: Algora Publishing.
- DiFilippo, Anthony. 2013. "Still at Odds: The Japanese Abduction Issue and North Korea's Circumvention". *UNISCI Discussion Pa-*

- pers. no. 32.
- Doak, Kevin M. 1999. "Review of Rikki Kersten, *Democracy in Postwar Japan: Maruyama Masao and the Search for Autonomy* (London and New York: Routledge, 1996)". *The Journal of Asian Studies*, vol. 58, no. 2.
- Dreyer, June Teufel. 2020. "China's Monopoly on Rare Earth Elements and Why We Should Care". *Foreign Policy Research Institute*.
- . 2021. "China's Two Sessions—and What they Mean for the United States". *Foreign Policy Research Institute*.
- Dudziatek, Mary L. and Leti Volpp. 2005. "Introduction: Legal Borders: Law and the Construction of American Borders". *American Quarterly*, vol. 57, no. 3.
- The Economist. 1999. "Japan's Constitution: The Call to Arms".
- The Economist (Online). 2013. "Why Are there North Korean Schools in Japan?"
- Eldridge, Robert D. 2014. *The Origins of U.S. Policy in the East China Sea Islands Dispute: Okinawa's Reversion and the Senkaku Islands*. New York: Routledge.
- . 2020. "It's Time for the U.S. to Re-recognize Japan's Sovereignty over the Senkaku Islands". *JAPAN Forward*.
- Etō Jun. 2015. *1946nen kenpō: sono sokubaku*. Tokyo: Bunshun Gakugei Library.
- . 1994. *Tozasareta gen-go kukan: senryōgun no kenjitsu to sen-go Nihon*. Tokyo: Bunshun Bankō.
- Ezaki Michio. 2016. *Amerikagawa kara mita Tokyo saiban shikan no kyomō*. Tokyo: Shōdensha.
- . 2018. *Nihon senryō to 'haisen kakumei' no kiki*. Tokyo: PHP Shinsho.
- . 2019. *Tennōke hyakugojūnen no tataikai 1868-2019: Nihon bunretsu wo fuseida 'shōchō' no chikara*. Tokyo: Business-sha.
- Fatton, Lionel Pierre. 2013. "Is Japan Now Finally a Normal Country?" *The Diplomat*.
- Fletcher, George P. 2003. "The Cliche that 'The Constitution Is not a Suicide Pact': Why It Is Actually Pro, not Anti, Civil Liberties". *FindLaw Legal Commentary*.
- Flores, Esteban. 2018. "Indoctrination or Education? Inside North Korean Schools in Japan". *Harvard International Review*, vol. 39, no. 1.
- Fukuchi Atsushi. 2018. "Haisenokoku taisei no honshitsu wo kangae-ru (お)". *Japan Forum for Strategic Studies Kihō*, vol. 76.
- . 2018. "Haisenokoku taisei no honshitsu wo kangae-ru (ge)". *Japan Forum for Strategic Studies Kihō*, vol. 78.
- Gao, Zhuqun, and Bing Bing Jia. 2013. "The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status, and Implications". *American Journal of International Law*, vol. 107, iss. 1.
- Gersthanek, Kerry. 2020. *Political Warfare: Strategies for Combating China's Plan to "Win without Fighting"*. Quantico, VA: Marine Corps University Press.
- Gibbs, Nathan. 2019. "Modern Constitutional Legitimacy and Polit-

- cal Theology: Schmitt, Peterson and Blumenberg". *Law and Critique*, vol. 30, no. 1.
- Gilbert, Kent. 2019. *Sekai wa tsuyoi Nihon wo nozonde iru*. Tokyo: Wani Books, 2019.
- Goodman, Carl F. 2017. "Contemplated Amendments to Japan's 1947 Constitution: A Return to Iye, Kokutai and the Meiji State". *Washington International Law Journal*, vol. 26, iss. 1.
- Gotōda Masaharu. 1998. *Jō to rit Gotōda Masaharu kaikoroku*, vol. 1. Tokyo: Kenkyūsha.
- Gurtov, Mel. 2002. "Common Security in North Korea: Quest for a New Paradigm in Inter-Korean Relations". *Asian Survey*, vol. 42, no. 3.
- Hagström, Linus. "Normalizing Japan: Supporter, Nuisance, or Wielder of Power in the North Korea Nuclear Talks?" *Asian Survey*, vol. 49, iss. 5.
- Haley, John O. 2017. "Article 9 in the Post-Sunakawa World: Continuity and Deterrence within a Transforming Global Context". *Washington International Law Journal*, vol. 26, no. 1.
- Hasegawa Masayasu. 1994. *Nihon no kenpō*, 3e. Tokyo: Iwanami Shoten.
- Hastings, Justin V. 2016. *A Most Entertaining Country: North Korea in the Global Economy*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Hata Ikuhiko, tr. Jason Morgan. 2018. *Comfort Women and Sex in the Battle Zone*. Lanham, MD: Hamilton Books.
- Hayashi Chikatsu. 2017. *Konoe Fumimaro, yabō to zassetsu*. Tokyo: WAC.
- Hazony, Yoram. 2018. *The Virtue of Nationalism*. New York, NY: Basic Books.
- Heazle, Michael. 2009. "Japan Post-9/11: Security Policy, Executive Power and Political Change in an 'Un-Normal' Country". *Australian Journal of International Affairs*, vol. 63, iss. 4.
- Herzog, Peter J., S.J. 1951. "Political Theories in the Japanese Constitution". *Monumenta Nipponica*, vol. 7, nos. 1 and 2.
- Hirakawa Sukehiro. 2020. "Shōwa no taisen to ano Tōkyō saiban: dōjidai wo ikita hikakushika ga furikaeru dai 10 kai, Ki-nan kenji no shinryaku sensō hinan". *Seiron*, no. 591.
- Horne, Gerald. 2004. *Race War! White Supremacy and the Japanese Attack on the British Empire*. Albany, NY: New York University Press.
- . 2018. *Facing the Rising Sun: African Americans, Japan, and the Rise of Afro-Asian Solidarity*. Albany, NY: New York University Press.
- Hosokawa Kameichi. 1935. "Bunkokuhō". In *Nihon hōseishi taikō*. Tokyo: Jichōsha.
- Houben, Laetia. 2019. "Carl Schmitt: The Ultimate Liberal?" *European Constitutional Law Review*, vol. 15, no. 3.
- Human Rights Watch. 2018. "Japan: Protect Victims Enticed to North Korea: Historical 'Paradise on Earth' Campaign a Rights Disaster".
- Hyakuta Naoki. 2017. *Sensō to heiwa*. Tokyo: Shinchosha.

Hyomoto Tatsukichi. 2003. "Busō hōki no jidai (chi)". Seiron, no. 370.

Inoguchi, Takashi, and Ankit Panda. 2018. "Japan's Grand Strategy in the South China Sea: Principled Pragmatism". In Anders Corr, ed. *Great Powers, Grand Strategies: The New Game in the South China Sea*. Annapolis, MD: Naval Institute Press.

Inoue Hōgo. 2021. "Korede hontō ni kokumin wo mamoreru no ka". Kokutai Bunka no. 1162.

Inoue Yoshikazu. 2019. *Mirai no senshi ni mukau tame no no-to*. Osaka: Sogensha.

Ishihara Shintarō Kenkyū Gūpu, Asano Shirō. 2000. *Ishihara Shintarō no Tōkyō hatsu, Nihon kaizō keikaku*. Tokyo: Gakuyō Shōbō.

Ishikawa Masumi. 1995. *Sengo seijishi*. Tokyo: Iwanami Shoten.

Isobe Kōichi. 2021. "Tarakai wa sudeni hajimatteru," in "Tokushū: Kokka, kokudo wo mamore". Seiron, no. 592.

Ito Akira. 2014. "Nihonkoku kenpō dai ichi jō no shisōshi (tokushū): shocho tennōsei hihan no shiza". *Impaction*, vol. 196.

Izawa Motohiko. 2019. "Shinpū shinwa to heiva kenpō kara dakk-yaku wo: naze ima, Kamakura bushi na no ka". Seiron, no. 571.

JAPAN Forward. 2018. "Tokyo Symposium Pushes for Resolution of North Korean Abductions, Human Rights Violations".

———. 2020. "Bookmark: Megumi Yokota Film Premiere A Push for the Return of North Korean Abduction Victims".

Jennings, Ralph. 2021. "China's Tough New Coast Guard Law Takes Aim at U.S.-Backed Southeast Asian States". *Voice of America News*.

Kanno Masanori. 2018. "Sunagawa seikyō bunri soshō no dokkai". In *Waseda Daigaku Hōgakukai*, ed. Waseda Hōgaku, vol. 93, no. 3.

Kano Tadao. 2003. "Tai Kita Chōsen seisaku: 'supai sen' Man Kei Hō gō ni kibishii me wo". *Kankai*.

Karatani Kōjin. *Kenpō no muishiki*. Tokyo: Iwanami Shoten, 2016.

Kase Hideaki. 2017. *The Greater East Asian War: How Japan Changed the World*. Tokyo: Jiyu-sha.

Kawai Kazushige. 2007. *Kenpō kyūjō to Yasukuni Jinja*. Tokyo: Kōyō Shuppansha.

Kawakubo Tsuyoshi. 2021. "Sengo no seiji to bungaku: gendai hoshu no genten toshite no Etō Jun". In *Handobukku: Kindai Nihon seiji shisōshi: bakumatsu kara Shōwa made*. Kyoto: Minerva Shōbō.

Kenpō 9jō jiken shiryō shusei 1. 2011. *Naganuma misairu kichi jiken shiryō*, vols. 1-6. Tokyo: Suirensha.

Kim, Hong Nack and Jack L. Hammersmith. 2008. "Japanese-North Korean Relations After the Second Pyongyang Summit of 2004". *North Korean Review*, vol. 4, no. 1.

Kinoshita Kenzō. 2016. *Nihon no bōryaku kikan: rikugun Noborito kenkyūjo*. Tokyo: Bungeisha.

Kobayashi Naoki. 1982. *Kenpō dai kyū jō*. Tokyo: Iwanami Shoten.

Koda, Yoji. 2017. "China's Bluewater Navy Series: China's Blue Water Navy Strategy and its Implications". *Center for a New American Security*.

Komesaroff, Michael. 2017. "Make the Foreign Serve China: How Foreign Science and Technology Helped China Dominate Global

- Metallurgical Industries". Center for Strategic and International Studies, no. 2.
- Komori Yoshinisa. 2019. *Monsutā to kashita Kankoku no naraku*. Tokyo: Business-sha, 2019.
- Kopel, David B. 2015. "The Posse Comitatus and the Office of Sheriff: Armed Citizens Summoned to the Aid of Law Enforcement". *Journal of Criminal Law and Criminology*, vol. 104, no. 4.
- The Korea Times. 2021. "Korea's Appellate Court Rejects Mitsubishi Heavy's Appeals Against Asset Seizure Order".
- Kraska, James, and Yusuke Saito. 2020. "The Law of Military Operations and Self-Defense in the U.S.-Japan Alliance". *Naval War College Review*, vol. 73, no. 3.
- Kurayama Mitsuru. 2019. *Baka yosaraba puropaganda de yonitoku Nihon no shinjitsu*. Tokyo: Wani Books.
- . 2019a. *Seikai ichi wakariyasui Nihon kempō seisshi: Meiji jiyū rinkin gekitō hen*. Tokyo: Tokuma Shoten.
- Kurusu Saburō. 1942. *Dai ToA sensō no hakkatari: Nichibei koshō no keii*. Tokyo: Tokyo Nichinichi Shinbun.
- Lamont, Robert W. 2020. "Across an Angry Divide: The Myths of Power Projection". *Marine Corps Gazette*.
- Le, Tom Phuong. 2019. "Negotiating in Good Faith: Overcoming Legitimacy Problems in the Japan-South Korea Reconciliation Process". *The Journal of Asian Studies*, vol. 78, no. 3.
- Lee, Seokwoo and Seryon Lee. 2019. "Yeo Woon Taek v. New Nippon Steel Corporation, 2013 Da 61381". *The American Journal of International Law*, vol. 113, no. 3.
- Lee Young-hoon, et al. 2019. *Han-Nichi shuzokushugi: Nikkan kiki no gensen*. Tokyo: Bungei Shunju, 2019.
- . 2020. *Han-Nichi shuzokushugi to no tōsou*. Tokyo: Bungei Shunju.
- Levin, Mark A. 2011. "Civil Justice and the Constitution: Limits on Instrumental Judicial Administration in Japan". *Pacific Rim Law and Policy Journal*, vol. 20, no. 2.
- Lim, Eul-chul. 2008. "Legal Reforms and Foreign Investment in the Inter-Korean Project: The Kaesong Industrial Complex". *North Korean Review*, vol. 4, no. 1.
- Lim, Jie-Hyun. 2010. "Victimhood Nationalism and History Reconciliation in East Asia". *History Compass*, vol. 8, no. 1.
- Lopez, Lalo. 1997. "Legacy of a Land Grab". *Hispanic*, vol. 10, iss. 9.
- Mainichi Japan. 2021. "Japan Expects Deterrence to Keep China in Check over Senkakus".
- Martin, James J. 1977. "Pearl Harbor: Antecedents, Background and Consequences". In *The Saga of Hog Island: And Other Essays in Inconvenient History*. Colorado Springs, CO: Ralph Myles.
- Martin, Jamie. 2017. "Liberalism and History after the Second World War: The Case of Jacob Taubes". *Modern Intellectual History*, vol. 14, no. 1.
- Martinson, Ryan D. 2021. "The Real Risks of China's New Coast-guard Law". *The National Interest*.
- Martinson, Ryan D. and Peter A. Dutton. 2018. "China's Dis-

- tant-Ocean Survey Activities: Implications for U.S. National Security". China Maritime Studies Institute, Center for Naval Warfare Studies, U.S. Naval War College, China Maritime Report, no. 3.
- Maslow, Sebastian. 2013. "Japan's Evolving Security Architecture". The Diplomat.
- Matsui, Shigenori. 2018. "Fundamental Human Rights and 'Traditional Japanese Values': Constitutional Amendment and Vision of the Japanese Society". *Asian Journal of Comparative Law*, vol. 13.
- Matsumoto Kōji. 2019. *Kankoku han Nichi shugi no kigen*. Tokyo: Sōshisha.
- Mears, Helen. 1948. *Mirror for Americans: Japan*. New York, NY: Houghton Mifflin.
- Mieda Shigetomo. 1965. *Shin kenpō dai ichi jō wo meguru kyōkō to shinjitsu (sono ichi)*. Tokyo: Kenpō Gakkai. 1965.
- Mitamura Takeo. 1987. *Dai ToA sensō to Sutarin no bōryaku: sensō to kyōsanshugi*. Tokyo: Jiyu-sha.
- Mizoguchi Ikuo. 2014. "Biruma dokuritsu sensō to Nihongun no taigō". In *Nishio Kanji, GHQ funsho tosho kaifū*, vol. 10: *chikyū shinryaku no shuyaku*. Igarisu. Tokyo: Tokuma Shoten.
- Momochi Akira. 2005. *Kenpō no joshiki, jōshiki no kenpō*. Tokyo: Bungei Shunjū.
- . 2009. *Kenpō to Nihon no saisei*. Tokyo: Seibundo.
- Morgan, Jason. 2018. *Nihon koku kenpō wa Nihonjin no haji de aru*. Tokyo: Gokū Books.
- Morris-Suzuki, Tessa. 2009. "The Forgotten Japanese in North Korea: Beyond the Politics of Abduction". *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, vol. 7, iss. 43, no. 2.
- Moteki Hiromichi. 2018. *Dai ToA sensō: Nihon wa 'shōri no hōteishi'ki wo motte itai*. Tokyo: Heart Shuppan.
- Mullins, Mark R. 1997. "The Political and Legal Response to Aum-Related Violence in Japan: A Review Article". *The Japan Christian Review*, vol. 63.
- Muroi Kosei. 2019. *Jidai shugi: Nihon, Chōsen, Okinawa no "jigyaku to bubetsu"*. Tokyo: Chuokoron-Shinsha.
- Nakamura Masanori. 1992. *The Japanese Monarchy, 1931-1991: Ambassador Grew and the Making of the "Symbol Emperor System"*. Armonk, NY: M.E. Sharpe.
- Nakanishi Terumasa. 2006. *Nihonjin toshite koredake wa shitte okitai koto*. Tokyo: PHP Shinsho.
- New York Times. 1988. "Japanese and Soviet Officials Discuss a Territorial Dispute".
- . 2020. "What's at Stake for Shinzo Abe's Successor?". *New York Times* (Online). 2003. "North Korea Losing Support in an Angry Japan".
- Nishio Kanji. 2008. *GHQ funsho tosho kaifū*. Tokyo: Tokuma Shoten.
- . 2014. *GHQ funsho tosho kaifū*, vol. 9: *Amerika kara no 'sensen tōkoku'*. Tokyo: Tokuma Shoten.
- Nishiohka Tsutomu. 2003. "Keizai seisai de Kim Jong Il tero Seiken wo datō seyo". *Gendai Korea*.
- Niwata Anju and Watanabe Hidenori. 2020. *AI to kara-ka shita*

- shashin de yonigaeru senzen, sensō. Tokyo: Kobunsha.
- Norikazu Kawagishi. 2007. "The Birth of Judicial Review in Japan". *International Journal of Constitutional Law*. vol. 5, iss. 2.
- Ogawa Eitarō. 2019. "Kunigara wo mamoru kutō no nisen nen". *Re-kishitsu*.
- Oh Sonfa. 2018. *Kankoku to Kita Chosen wa nani wo neratte iru no ka*. Tokyo: Kadokawa.
- Oh Sonfa, tr: Ichiro Orani. 2017. *What Makes Korea Insult Japan: Truth Behind Korea's Resentment over Japan*. Tokyo: Hikariland Publishing.
- Okawa Shūmei. 2017. *Nihon nisen roppyakunen shi*. Tokyo: 'The Mainichi Ones.
- Ono Kosuke. 2021. "Kijiku no nai sengo Nihon". *Kokuzai Bunka*. no. 1162.
- Orbaugh, Sharalyn. 2012. "How the Pendulum Swings: Kamishibai and Censorship under the Allied Occupation". In Tomi Suzuki, Hirokazu Toeda, Hikari Hori, and Kazushige Munakata, eds. *Censorship, Media, and Literary Culture in Japan: From Edo to Postwar*. Tokyo: Shin-yō-sha.
- Quimet, Matthew J. 2006. "The Stalemate North of Hokkaido". *The SAIS Review of International Affairs*, vol. 26, no. 1.
- Ozawa Ichirō. 1993. *Nippon kaizō keikaku*. Tokyo: Kodansha.
- Ozawa Ichiro, tr: Louisa Rubinfen. 1994. *Blueprint for a New Japan: The Rethinking of a Nation*. Tokyo: Kodansha International.
- Padden, Federica I. 2012. "A Genealogy of Force: Maguire in International Law". *The British Year Book of International Law*, vol. 82, no. 1.
- Panda, Jagannath P. 2020. "Infrastructure Build-Up at the Core and India-China Border Tensions". *Japan Forum for Strategic Studies Kihō*, vol. 86.
- Pongsudhirak, Thirinan. 2020. "Abe Legacy is Japan as 'Normal' Nation". *Bangkok Post*.
- Porch, Douglas and George Cornewall Lewis. 2003. "Occupational Hazards: Myths of 1945 and U.S. Iraq Policy". *The National Interest*, iss. 72.
- Puzanova, Olga. 2020. "Whose Kurils?" *The National Interest*, iss. 168.
- Ramseyer, J. Mark. 2019. "Comfort Women and the Professors". *Discussion Paper no. 995*. John M. Olin Center for Law, Economics, and Business.
- . 2019a. "Sunagawa jiken: Sakata v. Kuni". In J. Mark Ramseyer, et al. *An American Perspective on Japanese Law: Amerika kara mita Nihonho*. Tokyo: Yuhikaku.
- . 2021. "Contracting for Sex in the Pacific War". *International Review of Law and Economics*, vol. 65.
- Reeves, Liam. 2019. "The South China Sea Disputes: Territorial and Maritime Differences between the Philippines and China". *Journal of Global Faultlines*, vol. 6, no. 1.
- Royama Yoshirō. 1963. "Shokuminchi dokuritsu no jidai to Nihon". In Iwanami kōza gendai 4: shokuminchi no dokuritsu. Tokyo: Iwanami.

- mi Shoten.
- Ryall, Julian. 2021. "Japan to Station Coastguard Vessel at Ogasawara Islands to Counter Chinese Ships". South China Morning Post.
- Sakurai Yoshiko. 2002. GHQ sakusei no johō sōsasho 'shinsobako' no jūbaku wo toku. Tokyo: Shogakukan.
- . 2016. "Isoge Jieitai no daijūbo kaikaku". In "Utsukushiki tsuyoki kuni e" series, Sankei Shinbun. Collected in Bessatsu Seiron 29. 2017. Issatsu Marugoto Sakurai Yoshiko.
- . 2020. "Genko kenpō namini yūgai mueki". Seiron, no. 591.
- Sakurai Yoshiko, et al. 2017. "Nikkan goi tekkai no oroka. Moon Jae-in Seiken no ayausa". Voice, no. 475.
- Samuels, Richard J. 2010. "Kidnapping Politics in East Asia". Journal of East Asian Studies, vol. 10.
- . 2019. Special Duty: A History of the Japanese Intelligence Community. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Sankei Shinbun, tr. sup. Yoshinisa Komori. 2015. History Wars: Japan—False Indictment of the Century. Tokyo: Sankei Shinbun Publications.
- Sankei Shinbun Editorial Board. 2021. "Editorial: Putin's Press Secretary Lashes Out at Sankei Shinbun over Stolen Territories Article". JAPAN Forward.
- Sankei Shinbun Seijūbu. 2016. Nihon Kyōsantō kenkyū zettai ni ayamaru wo mitomenai seitō. Tokyo: Sankei Shinbun.
- Sato Katsumi and Kojima Harunori. 2003. "Kokuhatsu taidan: tojisha ga kaikon komete shidan suru 'shitsurakuen' Kita Chosen kikoku jigyō no suisensha tachi". Seiron, no. 370.
- Sato Tsukasa, ed. 1986. Gendai kenpōron. Tokyo: Yachiyō Shuppan.
- Schmitt, Carl. 2008. "Section 6: Origin of the Constitution". In Carl Schmitt, tr. and ed. Jeffrey Seitzer. Constitutional Theory. Durham, NC: Duke University Press, 2008.
- Schmitt, Carl, tr. Michael Hoelzl and Graham Ward. 2008. Political Theology II: The Myth of the Closure of any Political Theology. Cambridge, UK: Polity.
- Schupmann, Benjamin. 2017. Carl Schmitt's State and Constitutional Theory: A Critical Analysis. Oxford, UK: Oxford University Press.
- Scobell, Andrew, Michael McMahon, and Cortez A. Cooper. III. 2015. "China's Aircraft Carrier Program: Drivers, Developments, Implications". Naval War College Review, vol. 68, iss. 4.
- Seiron. 2021. Senkaku zettai zeisumei, Bessatsu Seiron 36.
- Sekino Michio. 2015. Nihonjin wo kuruwaseta sennō kōsaku imanao tsuzuku senryōgan no shinni sakusen. Tokyo: Jiyuusha.
- . 2016. Zoku: Nihonjin wo kuruwaseta sennō kōsaku: imanao habikoru WGIP no uso. Tokyo: Jiyuusha.
- Senatorov, Alexei. 2004. "Japan: From 'Single-Country Pacifism' to a 'Normal Country?'" Far Eastern Affairs, vol. 32, iss. 1.
- Sevastopulo, Demetri, et al. 2021. "U.S. Concerned at Chinese Law Allowing Coast Guard Use of Arms". FT.com.
- Shibutani Hideki. 2013. Kenpō (2e). Tokyo: Yuhikaku.
- Shinkman, Paul D. 2020. "Deadly Skirmish Was Part of a Larger

Plan by China, India Believes". U.S. News and World Report.

Shioda Jun. 2008. *Nippon koku kenpō tanjō: shirarezaru butai ura*. Tokyo: Nippon Hōsō Shuppan Kyōkai.

Shōda Hiroyoshi. 2020. "Dai Nippon Teikoku kenpō ka no minshushugi shisō to sono hakai: Tanaka Ōdo, Minobe Tatsukichi, Yoshino Sakuzo no shisō to tennō kikanseisu jiken (Yanagawa Takayuki kyōju, Yoshikawa Kaoru kyōju taishoku kinen gō)". *The Hakuoh University Journal*, vol. 34, no. 2.

Singh, Bhubhindar. 2002. "Japan's Post-Cold War Security Policy: Bringing Back the Normal State". *Contemporary Southeast Asia*, vol. 24, no. 1.

Smith, Hazel. 2009. "North Korean Shipping: A Potential for WMD Proliferation?" *Asia-Pacific Issues: Analysis from the East West Center*, no. 87.

Smith, Sheila A. 2013. "A Sino-Japanese Clash in the East China Sea". *Council on Foreign Relations, Contingency Planning Memo*—randum no. 18.

———. 2019. *Japan Rearmed: The Politics of Military Power*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Soeya Yoshinide. 2016. *Anzen hoshō wo toinaosu: 'kyūjō, anpo taisei' wo koete*. Tokyo: NHK Books.

Soeya Yoshinide, ed. 2016. *Chisuisjō hendō to Nihon gaikō: kakudai to shushuku no 70nen*. Tokyo: Keio University Press.

Soeya, Y oshinide, Masayuki Tadokoro, and David A. Welch, eds. 2011. *Japan as a 'Normal Country'? A Nation in Search of Its*

Place in the World. Toronto: University of Toronto Press.

Sokoku to seinen. 2019. No. 490.

Sterling, Adam. 2019. "Implicit Limits on Amending the Japanese Constitution". *Washington International Law Journal* vol. 28, no. 1.

Stokes, Henry Scott, with Fujita Hiroyuki. 2017. *Daitōa sensō wa Nihon ga katta*. Tokyo: Heart Shuppan.

Strausz, Michael. 2010. "Japanese Conservatism and the Integration of Foreign Residents". *Japanese Journal of Political Science*, vol. 11, no. 2.

Sugihara Yasuo. 1990. *Kenpō*. Tokyo: Iwanami Shoten.

Sugita Yoneyuki, ed. 2007. *GHQ kameraman ga totta senjō Nihon: kara-de yomigaeru haisen kara fukkō e no kiroku*. Tokyo: Archives Publishing.

Suzuki Sōichi. 2012. *Nihon seifuku wo neratta Amerika no 'orenji keikaku' to Taishō Tennō: Tokyō saiban shikan kara no dakkyaku wo, ima kosol*. Tokyo: Kanki Shuppan.

Suzuki Takao. 2006. *Nihonjin wa naze Nihon wo ai senai noka*. Tokyo: Shinchosha.

Swan, Patrick A., ed. 2003. *Alger Hiss, Whittaker Chambers, and the Scism in the American Soul*. Wilmington, DE: ISI Books

Takahashi Shirō. 2014. *Nihon ga ndoto tachigaganai yō ni Amerika ga senryōki ni okonatta koto*. Tokyo: Chichi.

Takayama, Hideko, and Evan Thomas. 2006. "Lost without a Trace: Talks on Normalizing Relations with Japan Are Spotlighting Just How Vast Pyongyang's Kidnapping Scheme Was". *Newsweek* (In-

- ternational Edition).
- Takeda Tsuneyasu. 2018. *Tenno wa honto ni tadano shochō ni ochi-ta no ka: kawaranu kōkei no kasanami*. Tokyo: PHP Shinsho.
- Takeyama Michio. 1984. *Shuyaku toshite no kindai*. Tokyo: Kōdansha.
- Takizawa Ichirō. 2016. "Kesshite isogunai Tai-Ro ryōdo kōshō". *Gekkanshi Hanada*.
- . 2020. "Behind the Curtains: How Soviet Intelligence Masters and Japanese Journalists Brought About Soviet-Japan Diplomatic Normalization—Without the Return of the Northern Territories". In Jason Morgan, ed. *Information Regimes during the Cold War in East Asia*. Oxon, UK: Routledge.
- Tanaka Masaaki. 2001. *Pa-ru hanji no Nippon muzairon*. Tokyo: Shogakukan.
- Thomas, Jolyn Baraka. 2019. *Faking Liberties: Religious Freedom in American-Occupied Japan*. Chicago: University of Chicago Press.
- Tokoro Isao. 2017. *Shōchō tennō 'kōrei jōi' no shinshō*. Tokyo: Best Shinsho.
- Tokutomi Ichirō. 1942. *Sensen no taishō*. Tokyo: Tōkyō Nichinichi Shinbunsha.
- Tsutsui, Kiyoteru and Hwaji Shin. 2008. "Global Norms, Local Activism, and Social Movement Outcomes: Global Human Rights and Resident Koreans in Japan". *Social Problems*, vol. 55, no. 3.
- U.S. Fed News Service. 2005. "Japanese Police Target North Korean Scientific Groups".
- Vartous authors. 2018. "Shin Dai ToA sensō koteiron". *Rekishi*tsū.
- Vinx, Lars. 2013. "Carl Schmitt and the Analogy between Constitutional and International Law: Are Constitutional and International Law Inherently Political?" *Global Constitutionalism*, vol. 2, no. 1.
- . 2015. *The Guardian of the Constitution: Hans Kelsen and Carl Schmitt on the Limits of Constitutional Law*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Von Schuler, Max. 2019. *Nihon ni semaru tōitsu Chosen no akumu*. Tokyo: Heart Shuppan.
- Wada Hideo. 1980. "Naganuma Jiken: kenpō kyū jō no igi to saba-kareta Jieitai senryoku". In Tanaka Jirō, Satō Isao, and Nomura Jirō, eds. *Sengo seiji saiban shiroku*, vol. 5. Tokyo: Daichi Hōki.
- Wall Street Journal Editorial Board. 2020. *The Wall Street Journal*.
- Watanabe Sōki. 2017. *Sensō wo hajimeru no wa dareka: rekishi shū-sei shugi no shinjitsu*. Tokyo: Bunsyun Shinsho.
- . 2018. *Dai ni ji sekai taissen Amerika no haiboku: Beikoku wo ayatsutta Sobietto supai*. Tokyo: Bunsyun Shinsho.
- Watanabe Sōtarō. 1948. *Nihon koku kenpō*. Tokyo: Yuhikaku.
- Watanabe Toshio, Nishioka Tsutomu, Katsuoaka Kanji, Shimokawa Masaharu, Shimono Masao, and Kimura Mitsuhiro. 2020. "Complete Analysis of Anti-Japan Tribalism". *Historical Awareness Research*, no. 6.
- Watts, Robert C., IV. 2019. "Origins of a 'Ragged Edge': U.S. Ambiguity on the Senkakus' Sovereignty". *Naval War College Review*.

- vol. 72, no. 3.
- Williams, Brad, and Erik Mobernd. 2010. "Explaining Divergent Responses to the North Korean Abductions Issue in Japan and South Korea". *The Journal of Asian Studies*, vol. 69, no. 2.
- Xiao Ruping and Hsiao-Ting Ling. 2018. "Inside the Asian Cold War Intrigues: Revisiting the Taiwan Strait Crises". *Modern Asian Studies*, vol. 52, no. 6.
- Yamamoto, Hajime. 2017. "Interpretation of the Pacifist Article of the Constitution by the Bureau of Cabinet Legislation: A New Source of Constitutional Law?" *Washington International Law Journal*, vol. 26, no. 1.
- Yamazaki Masahiro. 2019. *Rekishisen to shisosen: rekishi mondai no yomitokikata*. Tokyo: Shueisha Shinsho.
- Yanagisawa Kyōji and Ushio Masato. 2017. "Gekitotsu taidan 2: Goken ka kaiken ka". *Seion*, no. 547.
- Yap, Po Jen. 2015. "The Conundrum of Unconstitutional Constitutional Amendments". *Global Constitutionalism*, vol. 4, no. 1.
- Yayama Tarō. 2017. *Shū Kinpei no 'sansen' wo abakull Senkaku shotō wa koshite torareru*. Tokyo: Kairyūsha.
- Yi, Joseph, Joe Phillips, and Wondong Lee. 2019. "Manufacturing Contempt: State-Linked Populism in South Korea". *Society*, vol. 56.
- Yi Tae-Jin. 2016. "Treaties Leading to Japan's Annexation of Korea: What Are the Problems?" *Korea Journal*, vol. 56, no. 4.
- Yokota Sakie, et al. 2003. "'Rachi wa tero da' 5gatsu Znichi daishikai kokumin daishūkai kiroku (ge)". *Gendai Korea*.
- Yonituri Shimbum. 2003. "Man Kei Hō gō 'nyūkō tomeru beki', rachi higaiha kazoku renrakukai".
- Yon, Michael. 2019. *Rekishisen: Beikokujin ja-narisuto ga tadasu honjō no rekishi to Nihon no shinjitsu*. Tokyo: Ikuhōsha.
- Yoon, Tae-Ryong. 2008. "Learning to Cooperate not to Cooperate: Bargaining for the 1965 Korea-Japan Normalization". *Asian Perspective*, vol. 32, no. 2.
- Zunes, Stephen. 2000. "East Timor's Tragedy and Triumph". *Peace Review*, vol. 12, no. 2.

(翻訳 清本修身)